## 本日の会議に付した事件

平成27年第3回山元町議会定例会(第4日目) 平成27年9月4日(金)午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 報告第7号 平成26年度決算山元町健全化判断比率について

日程第 3 報告第8号 平成26年度決算山元町公営企業資金不足比率について

日程第 4 認定第1号 平成26年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第2号 平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい で

日程第 6 認定第3号 平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第4号 平成26年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第5号 平成26年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第6号 平成26年度山元町水道事業会計決算認定について

日程第10 認定第7号 平成26年度山元町下水道事業決算認定について

## 午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成27年第3回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長(阿部 均君)日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、10番岩佐 隆 君、11番伊藤隆幸君を指名します。

これから、議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理、議員3名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表 を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長(阿部 均君)日程第2.報告第7号、日程第3.報告第8号を一括議題とします。

本案について報告を求めます。報告第7号については企画財政課長後藤正樹君説明願います。

企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。それでは、報告第7号、平成26年度決算山元町健全化 判断比率についてご報告いたします。

> こちらにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきま して議会のほうにご報告するものでございます。

それでは、資料に基づきまして、順次ご説明を申し上げます。

まず、実質赤字比率でございます。実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものとなっておりまして、今回は赤字決算ではなく黒字決算となりましたことから、バー表示という形での表記となってございます。具体的な数値を申し上げますと、マイナス113.37パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率とは、全ての会計の赤字や 黒字を合算いたしまして地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示すというものになっております。山元町の場合は水道事業会計、それから下水道事業会計の数値を合算することになります。合算後におきましても、黒字決算ということになりましたので、こちらもバー表示となっております。こちらの具体的な数字を申し上げますと、マイナス120.37パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。実質公債費比率とは、借入金、町で言いますと 町債、地方債ということになりますが、その返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標 化いたしまして、資金繰りの程度を示すものでございます。具体的に申し上げますと、 標準財政規模に対する元利償還金といわゆる公債費の割合がどの程度になっているかと いうものでございます。こちらについて具体的な数字を申し上げますと、記載のとおり でございまして、14.7パーセント、標準財政規模の大体15パーセント弱をいわゆ る借金の返済に使っているということになろうかと思います。

最後に、将来負担比率でございます。将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高、こちらを指標化いたしまして、将来財政を圧迫する可能性があるかどうか、そういった度合いを示すものとなっております。将来的に町が負担をするいわゆる負債の額が標準財政規模に対してどの程度かというものを示した比率ということでございます。こちらにつきましては、各基金等の手持ち資金が今現在は潤沢にあるというような状況でございますので、将来負担比率につきましてはバー表示という形になっております。こちらも具体的な数値を申し上げますと、マイナス111.9パーセントとなっております。下の参考の表もご覧いただきたいと思うんですが、こちらをご覧いただければおわかりのとおり、山元町においてはいずれの指標も法で定める早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

議 長(阿部 均君)報告第8号については、上下水道事業所長荒 勉君、説明願います。

上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。報告第8号、平成26年度決算山元町公営企業資金不 足についてご説明申し上げます。

> 地方公共団体の財政の健全化に関する規定により、公営企業資金不足比率を別紙監査 委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

水道事業会計、下水道事業会計におきまして、経営指標等を判断するために、資金不 足比率を算出いたしました。結果、いずれも資金不足が生じておりませんのでバー表示 となっております。

補足説明いたします。水道事業会計、下水道事業会計、それぞれにおいて未払い金等 の流動負債合計に対し、現金預金等の流動資産合計が上回っているため、資金不足が生 じておりません。

なお、平成26年度から地方公営企業法が改正され、ただし書きの方法で算出しております。

以上、報告といたします。

議 長 (阿部 均君) 報告が終わりましたので、これに対し代表監査委員から審査結果の報告を求めます。代表監査委員淀川 昭君、登壇願います。

代表監査委員(淀川 昭君)はい、議長。それでは、私から報告第7号、第8号について審査を行っておりますので、その意見書についてご報告申し上げます。

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、平成27年8月6日に実施いたしました。去る8月19日に町長へ意見書を提出しておりますので、平成27年第3回山元町議会定例会におきまして報告申し上げます。

審査の結果でありますが、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる 事項を記載した書類がいずれも適正に作成されているものと認められました。

個別規準との比較でございますが、平成26年度の実質赤字比率、連結赤字比率とも、 実質収支が黒字であるため、実質赤字額がなく、早期健全化基準をそれぞれ大幅に下回 っており、良好な状態を示しておりました。実質公債費率でありますが、前年度より0. 6パーセント低くなって、14.7パーセントとなっております。早期健全化基準の2 5パーセントを下回っており、良好な状態であります。将来負担比率につきましても、 マイナス111.9パーセントとなっており、早期健全化基準の350パーセントを大 きく下回っており、良好な状態であります。特に指摘する事項はございませんでしたが、 その要因として、東日本大震災に伴うものも認められますので、なお一層の努力をして いただきたいと思います。

続きまして、公営企業資金不足比率について審査意見のご報告を申し上げます。この 資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、平成27年7月28日に実施いたしました。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

平成26年度山元町上下水道事業会計につきましては、資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。したがいまして、早期健全化基準の20パーセントと比較しますと、良好な状態にあると認められます。特に指摘する事項はございませんでした。以上で報告を終わります。

議長(阿部 均君)これで審査結果の報告を終わります。

議 長 (阿部 均君) これから、報告第7号、第8号に対する質疑を行います。——質疑はありませんか。

- 議 長 (阿部 均君)報告第7号、平成26年度決算山元町健全化判断比率について及び報告第8 号、平成26年度決算山元町公営企業資金不足化判断比率についての報告を終わります。
- 議 長 (阿部 均君) 日程第4. 認定第1号から日程第10. 認定第7号までの7件を一括議題といたします。

これから本案について説明を求めます。認定第1号から認定第5号までの5件については会計管理者佐藤澄三郎君。

会計管理者(佐藤澄三郎君)はい、議長。それでは、私のほうから認定第1号から認定第5号まで の各種会計決算認定についてご説明を申し上げます。

> 認定第1号から認定第5号の各種会計決算について、地方自治法第233条第3項の 規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

> まず、認定第1号、平成26年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を いたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計、歳入決算額311億3,006万3,165円、歳出決算額251億1,149万3,722円、歳入歳出差引額60億1,856万9,443円、翌年度へ繰り越すべき財源13億1,713万4,597円、実質収支額47億143万4,846円、そのうち自治法の規定により2分の1以上の額といたしまして基金のほうへ積み立てる額でございますが、40億4,097万5,000円、この額につきましては、前年と比べ積み立てた額が大きくなっております。この理由につきましては、町長の説明要旨により、町長からも説明いたしておりますが、後ほど企画財政課長からもご説明いたします。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。内容については記載 のとおりでございます。

あと、次の一般会計の歳入歳出決算事項別明細書、3ページから12ページになでございます。3ページから8ページにつきましては歳入でございます。あと、9ページから12ページまでは歳出となってございます。詳細の中身については割愛させていただきたいと思います。

続きまして、認定第2号、平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算認定についてご説明をいたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額21億3,159万7,308円、歳出決算額18億9,497万7,756円、歳入歳出差引額2億3,691万9,552円、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ、実質収支額2億3,661万9,552円。

大変失礼いたしました。歳入歳出差引額2億3,661万9,552円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額2億3,661万9,552円。うち、基金に積み立てる額でございますが、地方自治法の規定により、2分の1以上の額といたしまして、1億2,000万円の積み立てでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。内容については、記載のとおりでございます。 あと、歳入歳出決算事項別明細書、3ページから8ページでございます。

3、4ページにつきましては歳入でございます。

5ページから8ページにつきましては、歳出でございます。詳細につきましては、割愛させていただきたいと思います。

続きまして、認定第3号、平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定についてご説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額1億4,093万7,935円、歳出決算額1億4,062万1,361円、歳入歳出差引額31万6,574円。翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。実質収支額31万6,574円、うち基金繰入額はゼロでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。内容については記載 のとおりでございます。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから6ページに記載のとおりでございます。3ページ、4ページにつきましては、歳入となってございます。5ページ、6ページにつきましては歳出でございます。詳細の内容につきましては割愛をさせていただきたいと思います。

続きまして、認定第4号、平成26年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認 定についてご説明をいたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額12億8,518万6,834円、歳出決算額12億2,874万6,334円。歳入歳出差引額5,644万500円。翌年度へ繰り越すべき財源394万2,000円。実質収支額5,249万8,500円。うち基金繰入額といたしまして、地方自治法の規定により2分の1以上の額といたしまして2,700万円の基金への積み立てでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書。内容につきましては、記載のとおりでございます。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから6ページの内容でございます。

3ページ、4ページにつきましては歳入、5・6ページにつきましては歳出であります。詳細の説明につきましては、割愛をさせていただきたいと思います。

続きまして、認定第5号、平成26年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決 算認定についてご説明をいたします。

1ページをお開き願います。

歳入決算額593万4,821円。歳出決算額、同額の593万4,821円、歳入歳出の差引額はゼロ、翌年度に繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額についてゼロ、基金繰入額についてもゼロでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。内容につきましては、

記載のとおりでございます。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから6ページの内容でございます。3ページ、4ページについては歳入でございます。5ページ、6ページについては歳出となってございます。詳細の説明につきましては、割愛させていただきたいと思います。

以上、認定第1号から認定第5号までの各種会計決算についてご説明させていただきました。何とぞ御審査をいただき、御認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。私からの説明は以上とさせていただきます。

議 長 (阿部 均君) 続いて、補足説明を企画財政課長後藤正樹君。

企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。それでは、認定第1号平成26年度山元町一般会計歳入 歳出決算認定につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきたいというふうに 思います。

> お手元の一般会計決算書、緑色の表紙のものですが、こちらの2ページをお開きいた だきたいというふうに思います。

> こちら、実質収支に関する調書ということで記載がございますが、このうち5番目、 実質収支額と6番目実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額というところ の関係についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

> 記載のとおり、実質収支額、5番のところですが、いわゆる決算剰余金が約47億円というふうになっております。また、地方財政法、それから町の財政調整基金条例の規定におきましては、決算において生じた剰余金の2分の1以上の積み立てというふうになってございます。ですので、これまでの考え方で整理いたしますと、47億円の2分の1ということになりますので、約24億円を財政調整基金に積み立てるという中身になります。

しかしながら、今回この実質収支額約47億円のうち約33億円につきましては、平成25年度から平成26年度に繰り越した復興交付金事業や町独自の津波被災住宅再建支援事業などへの基金繰入金の執行残という形になってございます。

ここの部分についてもうちょっと説明を加えさせていただきます。平成25年度から 平成26年度への事業の繰り越しにつきまして、その財源として基金繰入金を使うわけ ですが、決算上の処理として、これを未収入特定財源、要は収入がないという形での繰 り越しが認められていない、要はもう前年度にお金が入っている状態のものを繰り越し ますので、それが入っていないという形で繰り越しするのはまかりならんという整理に なってございます。

ですので、繰越事業分につきましては、基金繰り入れをした上で次年度に繰り越す必要があります。

しかしながら、この繰り越した額につきましてもある意味予算額という整理になりますので、実際事業執行した結果、執行残、いわゆる決算額との乖離というのが出まして、 不用額が出るという形になります。

その結果として、事業費が減少した分については、過剰に基金を繰り入れたという形になるわけなんですが、残念ながら繰り越してしまうと予算の補正ができないという形になります。ですので、この過剰繰り入れ分につきましては、今回のタイミングになるわけですが、決算置きまして剰余金という形になりまして、最終的に財政調整基金に積

み上がるという流れになります。

ですので、今回の決算におきましては、約47億円の実質収支額、先ほど来申し上げていますが、からいわゆる過剰繰入分と申し上げています33億円を差引ました。実際本当の実質の決算剰余金約14億円の2分の1以上に相当する約7億円と、先ほど来申し上げている33億円を合わせた約40億円につきまして財政調整基金への繰り入れを行うという流れになります。

なお、この33億円の過剰繰入分については、それぞれ目的の基金に速やかに積み戻す必要があるということで、今回提案してございます一般会計補正予算案におきまして、基金への積み立てを予算計上しているという流れになってございます。

最後になりますが、今回ご説明させていただいたケースにつきましては、町におきましては、初めてのケースということでございまして、この実質収支に関する調書をどのように作成するかとか、そういった部分につきまして、担当課である企画財政課のほうにおきましても、その取り扱いの検討に時間を要しまして、結果として議会の皆様や監査委員の皆様には書類の訂正と大変御迷惑をおかけいたしました。この場をおかりしましておわびを申し上げます。

私からの補足説明は以上でございます。

議長(阿部 均君)認定第6号、認定第7号については、上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。認定第6号、平成26年度山元町水道事業会計決算認 定について、地方公営企業法の規定により平成26年度山元町水道事業会計決算を別紙 監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。収入について区分欄の第1款水道事業収益決算額4億9,129万4,994円であります。支出につきましては、第1款水道事業費の決算額4億1,036万8,185円であります。収益的収入から支出の差引額は8,092万6,809円の増でありました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。 3 、4 ページをお開き 願いたいと思います。

収入につきましては、区分欄第1款資本的収入の決算額4,201万3,331円であります。支出につきましては、第1款資本的支出、決算額1億7,869万2,286円であります。欄外の補足事項で説明させていただきます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億3,667万8,955円は、当年度分損益勘定留保資金等で補塡しました。

続きまして、5ページをお開き願いたいと思います。

水道事業の損益計算のご説明をいたします。中段ごろにあります経常利益でございますが、7, 857万782円であります。当年度純利益は7, 900万3, 692円であります。当年度純利益から前年度繰越欠損金6, 485万9, 372円を差し引いて、その他利益剰余金変動額2億1, 439万3, 669円を加えますと、当年度未処分利益剰余金2億2, 853万7, 983円となります。

なお、その他利益剰余金変動額は、平成26年度に地方公営企業法が改正され、みな し償却制度の廃止に伴い、経過措置により資本剰余金から振りかえられた未処分利益剰 余金、これら現金を伴わない収入を計上しております。 貸借対照表については、説明を省略させていただきます。

続きまして、認定第7号、平成26年度山元町下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

1、2ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。

収入につきましては、区分欄第1款下水道事業収益の決算額12億5,346万2,796円であります。支出につきましては、第1款下水道事業費、決算額14億6,170万6,850円であります。収益的収入から支出の差引額は2億824万4,054円の減でありました。これは、東日本大震災により被災した下水管渠を新しい管渠に入れかえたことに伴い、撤去した管渠に係る将来の減価償却費として費用化すべき額7億1,200万円余を資産減耗費として一括計上したためであります。

続きまして、3、4ページの資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入につきましては、区分欄第1款資本的収入決算額7億336万9,922円であります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額9億7,957万2,029円であります。欄外の補足事項で説明させていただきます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億7,620万2,107円は、運転資金として借り入れた企業債2,130万円、過年度分損益勘定留保資金など2億5,490万2,107円で補塡しました。

続きまして、5ページをお開き願いたいと思います。

下水道の損益計算書でございます。中段ごろにあります経常損失2億1,461万2,243円であります。当年度純損失2億3,656万7,308円であります。当年度純損失と前年度繰越欠損金を加え、未処分利益剰余金変動額を差し引いた当年度未処分欠損金は4億5,173万5,141円となります。これにつきましても先ほどご説明申し上げました資産減耗費約7億1,000万円を計上したためでございます。

貸借対照表についての説明は省略させていただきます。

以上、認定第6号、認定第7号についてご説明申し上げました。よろしくご審査の上、 認定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(阿部 均君)説明が終わりましたので、これに対し代表監査委員から決算審査結果の報告 を求めます。代表監査委員淀川 昭君、登壇願います。
- 代表監査委員(淀川 昭君)はい、議長。それでは、私から決算審査意見についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業第30条第2項の規定により、町長から審査に付された平成26年度一般会計各種特別会計及び各事業会計の決算書、証拠書類、その他政令で定められた書類並びに基金等の運用状況を審査し、去る8月19日、町長へ審査意見書を提出しておりますので、平成27年第3回山元町議会定例会においてご報告申し上げます。

第1、審査の対象。一般会計、特別会計及び事業会計、平成26年度山元町一般会計 歳入歳出決算。以下26年度は省略します。山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算、山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、山元町介護保険事業特別会計歳入 歳出決算、亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算、山元町水道事業会計決算、 山元町下水道事業会計決算。 2、平成26年度地方債基金積立及び出資による権利並びに有価証券等の状況。 第2、審査の期間。平成27年7月13日から平成27年7月21日まで。

第3、審査の対象。平成27年7月10日、決算審査に付された平成26年度山元町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び事業会計の決算並びに地方債等の状況について、次に掲げることを主眼とし、関係責任者から説明を聴取して審査を実施いたしました。(1)歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、定められた様式で作成されていたか。(2)決算書の係数は正確だったか。(3)予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われていたか。(4)違法または不当な

収支はなかったか。(5)収入未済額の欠損処分、滞納処分停止の事務処理は適切であったか。(6)事務の合理化、経費の節減に努力していたか。(7)財政分析は前年度と比較してどうだったか。また、工事等についてはその経過等を聴取し、震災復興整備課、上下水道事業所の工事箇所を中心に現地調査を行いました。

第4、審査の結果。審査に付された各会計決算審査書類、成果表及びその他関係諸帳票を審査した結果、各会計決算書及び付属書類とも関係法規に基づき適正に作成されており、その内容及び予算執行状況も適正・妥当であることを認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の係数についても、台帳等と一致しており、いずれも条例の目的に合致し、適正に運用されていることを認めました。その概要及び意見は後述するとおりであります。

それから、一般会計、各特別会計、事業会計の順に概要を記載しておりますので、議員の皆様には後ほどご高覧賜り、審査をしていただければと思います。

私からは、決算審査を通して感じた意見を最後のページにまとめてございますので、 これをご報告したいと思います。

総括いたしますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び各種基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、係数等もこれらの諸帳簿と正確に符合しておりました。予算の執行についても、有効かつ適正であると認められました。

一般会計は歳入311億3,006万3,000円、前年度に比べ46.1パーセントの減。歳出251億1,149万3,000円、前年度に比べ48.4パーセントの減となっておりますが、本年度も引き続き東日本大震災の復旧・復興事業を最優先に取り組んできたことにより、国・県の支出金及び復興交付金を積極的に活用してきたことから、決算規模は震災以前に比べ、前年度同様大幅に増加しております。本年度も剰余金増となっておりました。財政の各指数も健全エリアとなっておりますが、その要因として東日本大震災に伴うものも多く認められますので、健全化のためなお一層努力をしていただきたいものと思っております。今後とも復興の先の財政のあり方を見据えた冷静で慎重な財政運営に引き続き努められるよう望むものであります。

震災後、担当者間の事務引き継ぎが不十分であったことや、震災に伴う特殊な事務取扱が重なったこともあり、重大な事務ミスが発覚いたしました。今町役場の事務処理につきましても町民の皆様から厳しい目が向けられております。

今後の事務執行に当たりましても職員一人一人が事務の基本をしっかりと理解することはもちろん、発生したミスの要因も踏まえた上で、慎重かつ厳格な事務処理を行っていただきたいものであります。

あの震災から4年半が過ぎようとしております。皆様のたゆまぬご努力によりまして、

ようやく復興の姿が見えてまいりました。完全な復興にはまだ時間がかかるものと思われます。これまでの復興事業の財源は、大半は国庫負担でありましたが、これからの材 県はかなり不透明なものがあると思います。今後事業の見直しや事業予算の見直しも必 要になってくるものと思われます。今後ともできる限り町民の皆さんの思いを反映させ たまちづくりを目指していかれるよう、あわせて強く望むものであります。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

- 議長(阿部均君)これで、決算審査結果の報告を終わります。
- 議 長 (阿部 均君) この際、暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。 午前10時46分 休 憩

午前10時55分 再 開

- 議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議 長 (阿部 均君) 先ほどの認定第2号の国保会計の説明の中に誤りがございまして、会計管理者のほうから説明をしたいという申し出がありますので、会計管理者佐藤澄三郎君より説明を求めます。
- 会計管理者(佐藤澄三郎君)はい、議長。先ほどご説明いたしました認定第2号平成26年度山元 町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明の中で誤りがありましたので、訂 正し、おわびを申し上げたいと思います。
  - 1ページお開きいただきたいと思います。
  - 1ページの歳入歳出差引額の欄、正しくは2億3,661万9,552円、この記載の中に「9」の字が誤って入っておりましたので、「2億3,661万9,552円」に訂正していただきたいと、そのように思います。大変申しわけございませんでした。
- 議 長(阿部 均君)これで会計管理者の説明を終わります。
- 議 長(阿部 均君)これから、認定第1号から認定第7号までの7件に対する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

- 13番後藤正幸君の質疑を許します。13番後藤正幸君、登壇願います。
- 13番(後藤正幸君)はい、議長。それでは、ただいま通告に従って災害復旧・復興関連について 総括質疑を行います。

大きな1点目ですが、平成26年度一般会計の決算額は、歳入311億円、歳出25 1億円となり、60億円余の黒字決算となっております。平成25年度と比べますと歳 入で53.9パーセント、歳出で51.6パーセントとなっており、これの決算時点で の価値についてお伺いいたします。

その第1点目ですが、災害公営住宅の新山下駅、新坂元駅周辺地区の進捗率を平成2 5年度と比較してどう見ているのかお知らせ願います。

それから第2点目、災害公営住宅の8分の1に当たる町の負担分、これの総額は、当初計画どおりであったのかどうか。これを再確認いたします。

第3点目、災害公営住宅の入居者を65歳以上と70歳以上に区分して高齢化率をどう捉えているのかをお伺いいたします。

第4点目、震災等により職員が他町村で生活しているが、全職員数と他町村で生活している職員の数をどのように把握しているのかをお知らせ願います。

それから、大きな項目の特別会計の国民健康保険事業についてお伺いします。

決算額は歳入21億3,000万円、歳出18億9,000万円で、差し引き2億3,000万円余の黒字決算となり、剰余金の約2分の1に当たる1億2,000万円を財政調整基金へ積み立てする計画ということで提案されております。不納欠損額を見ますと、前年比で見ますと58億5,000万円、約17パーセントも減っているというようなことで、職員の努力の結果は十分見受けられましたが、この2億3,000万円余の黒字決算となった理由と今後のこの基金の活用計画等を大まかで結構ですのでお伺いいたします。これで1回目の質疑といたします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。後藤正幸議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、災害復旧・復興関連についての1点目、新駅周辺地区災害公営住宅の進捗率の平成25年度との比較についてですが、まず、山下地区については、整備予定戸数346戸に対し、平成25年度までに75戸完成したことから、進捗率は約22パーセントであり、また、26年度には163戸完成したことから、その進捗率は約69パーセントになります。この結果、平成25年度と比較し、47ポイントと大幅に進捗しております。

なお、平成26年6月の募集時点では、平成26年度に171戸の整備を予定し、うち8戸の完成が本年4月にずれ込みましたが、全体としてはおおむね計画どおりの整備が進められたものと受けとめております。

また、坂元地区については、72戸全てが本年度以降に完成する計画であることから、 これまでの完成戸数はありませんでした。

次に2点目、災害公営住宅整備費の8分の1に当たる町負担額の総額についてですが、 災害公営住宅の整備については、東日本大震災復興交付金制度の適用を受け、通常の整 備に伴う補助率4分の3から8分の7に引き上げられており、ご指摘のありましたとお り、残り8分の1が町負担となるものであります。

なお、山下地区災害公営住宅整備については、平成26年度の支払い額は約10億8,000万円余の8分の1に相当する約1億3,000万円余が町の負担となるため、地方債を借り入れましたが、この償還財源については、家賃収入や災害公営住宅家賃低廉化事業補助金等を充当してまいりますので、実質的な町の負担は生じない仕組みとなります。

また、坂元地区災害公営住宅整備については、平成26年度に出来高払いとして支払いを予定していた約1億3,000万円余の8分の1に相当する約2,000万円弱が当初の計画どおりの町の負担となる予定でしたが、平成27年度に一括して精算払いすることになったため、平成26年度の決算はありませんでした。

次に3点目、災害公営住宅入居者の高齢化率をどのように捉えているかについてですが、現在災害公営住宅に入居している65歳以上の入居者は648人中301人で、全体の46.5パーセントを占めており、そのうち65歳から69歳の入居者は83人で、全体の12.8パーセント。70歳以上の入居者は218人で、全体の33.6パーセ

ントとなっていることから、入居者に対する高齢化比率が高い状況となっております。 災害公営住宅については、転居等により入居者が変更となった場合は、町営住宅とし ての利用が可能となることから、若者の定住促進住宅や老朽化している既存町営住宅の 後利用としての利用なども視野に入れながら、その状況について十分注視し、検討して まいります。

次に4点目、震災前後の職員の居住地の変化についてですが、震災直前の平成23年2月末においては、全プロパー職員170名のうち約3割に当たる53名であった町外居住職員数が震災後の平成26年度末においては180名のうち85名と、その割合は約5割に達しております。

この要因としては、東日本大震災後に採用した新規採用職員34名のうち23名が町外居住者であること及び震災によって職員の自宅等が被災した結果、町外のみなし仮設住宅に入居せざるを得ない状況に陥るなど、震災で職員個々を取り巻く生活環境が激変してしまったことも大きな要因になっているものと考えております。

なお、居住地を制限できない職員採用制度下にあって、より円滑な公務執行のため、郷土愛に燃えた優秀な人材確保と定住人口の確保という視点、さらには非常時、とりわけ時間外における緊急事態発生時の体制確保という点においては、大変苦慮してところであります。

次に、大綱第2、国民健康保険事業において黒字決算となった理由についてですが、主な理由として、歳入面においては当初予算での措置が困難であった利用費増加に伴う特別調整交付金が約1億4,000万円交付されたことによるものであり、一方歳出面においては、保健給付費が当初見込んだ数値より伸びず、約8,300万円の執行残が生じたことなどによって約2億3,000万円の決算剰余金になったものと解しております。

この決算剰余金については、さきの6月議会定例会において国保税の税率改正時にお 示ししております計画値とおおむね同額となっており、平成26年度末における財政調 整基金残高についても計画どおりに推移しているところであります。

今年度からの被保険者に対する負担軽減策として、この基金を活用した国保税率の引き下げを実施しているところでありますが、今後の基金活用に際しましては、平成30年度から国保の都道府県単位での運営を初めとする保険制度の大規模な改正が行われる見通しであることを踏まえ、基金残高の推移を注視しながら活用していくとともに、医療費や被保険者の動向を的確に把握し、国保事業の適正な運営に努めてまいる所存であります。以上でございます。

13番(後藤正幸君)はい、議長。総括質問ですので、基本的な部分だけをここでお伺いして、あ と特別委員会に詳細は委ねるというふうなことに私はしたいと思います。

それで、この第1目から再質問いたしますが、要するに山下はおおむね予定どおり進んでいるんだけれども、坂元は手をつけられず、完成戸数がなかったから実績がないというようなことでありますが、町長、出発時点で遅れた坂元地区、これの完成は山下と同程度になるように、さらなる努力をしていくというような決意をお願いします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。先ほどお答えしましたように、坂元地区の公営住宅につきましては、今年度、平成27年度いっぱいで整備の完了を予定してございますので、被災者の皆さん、入居を希望されている皆さんが首を長くしてお待ちでございますので、年度

末には全戸完成するように、さまざまな面で意を尽くしながら年度末までしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

13番(後藤正幸君)はい、議長。第1点目は、そういうことで努力をお願いします。

それから、第2点目ですが、8分の1の負担なんですが、山下地区は1億3,000 万円余の借入金は発生しているんだけれども、補助金等で対策するから実質は山元町の 負担はないんだというように把握してよろしいんですね。

- 企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。こちらの件につきましては、先ほど答弁したとおりの内容で御理解いただければというふうに考えております。
- 13番(後藤正幸君)はい、議長。それでは、第3点目に移りたいと思います。

この回答を伺って、65歳から69歳までの年齢層が12.8パーセント、そして70歳以上の人が33.6パーセント入居なさっているということで、その差が実に20パーセント以上高齢化が進んでいるというようにわかりました。

それで、私が懸念するのは、基本的な部分ですよね。既存町営住宅を含め、今後この 災害公営住宅を町の住宅としても活用していくんだと思いますが、その利用方法、十分 注意なさって、推進していくというようなことを今の段階で数字的にはなかなか言いに くいんだと思いますので、基本的なる考え方をお示しください。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。まず、先ほど御心配していただきました8分の1に当たる町負担分の関係については、これでご理解をいただければというふうに思いますが、今後高齢者の皆様方が災害公営住宅、いわゆる復興公営住宅をお使いになる中で、これを、使用料をしっかり納めていただくようにしなくちゃならないという部分がございます。

この使用料をしっかり納めてもらうことによって国のほうからお示ししてもらっている公営住宅の低廉化事業とか、東日本大震災の特別家賃低減事業、こういうものがしっかり制度どおりになるようにならないと、町としての財政運営というものにも多分に影響してくる部分がございますので、そういうようなことでは皆さんにしっかりとお暮らしをいただくと同時に、使用料もしっかりと、また定期的に納めていただけるように取り組んでいかなくちゃならないなというふうに思います。

それからもう一つは、やはり高齢化が進んでいるというふうなことでございますので、 高齢者の皆様への支援体制を、これをしっかりしていかなくちゃならないというふうに 思っております。

これにつきましては、これまでも仮設暮らしの中でのさまざまな支援、サポート体制を引き続き公営住宅のほうの入居者の方々にも対応していけるような体制を限りなく継続していく必要があるのかなと、そんなふうに考えているところでございます。

13番(後藤正幸君)はい、議長。この災害公営住宅、町営住宅含めて、管理を県に移管するとい うような考え方もありますので、後で利用者が困ったとか何かとならないように、十分 話し合い、県として、利用者に喜ばれる、安心して住める町営住宅でありたいと思いま すので、十分注意してやってください。

それから次、4点目の職員の件について伺いますが、今の答えから言いますと、約5割の方々が町外で生活しているという答えなんですが、その震災前も3割いるというんですから、その差の2割だけでも結構ですが、現在その2割の人だけで結構ですよ。この職員の方々が将来山元町に帰って、生活の拠点を山元町に求めて帰ってこようとしているのかどうか。職員でも構いません。担当者のアンケート上でも構いませんが、その

辺の考え方、わかればお知らせください。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。詳細な部分については持ち合わせはございませんが、町内に居住して被災した職員、現在10名、震災時は23名ほどおられましたが、この10名が将来的に町に戻るのかどうかというお尋ねかと理解をさせていただきましたが、現段階で把握しておりますのは、この10名の内訳でございますが、町外のみなし仮設にお住まいの職員が4名、そして住所を移動している者が5名、そして住所を移動しないまま町外の民賃に入っている方が1名ということで、5名の部分については、もう一定程度その方向性が固まっている。将来山元町に戻ってくる可能性のある者としては、残る5名というふうなことでございます。

努めて、これは居住地の選択の自由というふうな、憲法上保障されている部分もございますので、こういった部分についてはご本人のご判断もあろうかと思いますが、できれば山元町にお戻りいただくというふうなことをご期待しているというふうなところでございます。

- 13番(後藤正幸君)はい、議長。職員であろうと町民であろうと、どこで生活しようとそれは自由なのかもしれませんが、山元町から給料もらっているのであれば、少なからず今、今年度から実施すると。10月からですか、やろうとしているふるさと納税とか、ほかに住んでいても、そういうような方向に結びつけていくというような考え方はあるのかどうか。職員をその辺まで誘導するというのか、何か指導する考え方あるかどうかをお聞かせください。
- 副町長(嘉藤俊雄君)はい、議長。山元町ふるさと寄附金ということで、ことし10月からふるさと納税の制度をスタートさせるということで考えてございます。

この制度の特典につきましては、イチゴであるとか、リンゴであるとか、町らしい特 典のほうをまず用意させていただきました。

これは、今後町内の事業者等々のご協力もいただきながら、さらに拡充をさせていただきたいなというふうに考えてございますが、このふるさと寄附金につきましては、町内外にまず町らしさをアピールしながら、実際の歳入確保に努めてまいりたいと思ってございます。

クレジットカードでの決済なども導入しておりますので、できるだけ利便性を高めて、 手軽にやっていただけるような形にもさせていただいております。

町外在住の職員に対してどうかという部分、私自身もそういうことでございますので、 私自身が率先垂範もさせていただきますし、また、この制度の魅力というものについて も発信してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

13番(後藤正幸君)はい、議長。副町長の答え、全くそのとおりで、私が言うまでもなく、町民 に、それから町外で生活なさっている方のふるさと納税を世の中に呼びかけるのであれ ば、ここから給料を今もらっている人たちが最初に率先垂範するべきだと私は強く思い ますので、その辺よろしくお願いします。

続いて、国民健康保険についてちょっとお伺いしますが、今の答えを聞いておりますと、この決算剰余金については、さきの6月議会の定例会で国保税の税率改正時に示した計画値とおおむね同額となっており、平成26年度末における財政調整基金残高についても計画どおり推移しているところでありますというような答えなんですが、この答えは、私はこのまま読むと、直に職員の答えとしては優等生だと私は思っております。

ただ、町長、私が思っているのはもっと違うところなんですよね。

具体的に言いますと、国から特別交付金が1億4,000万円も交付されたから余ったんだというような言い方なんですが、国から出ている金というのは25年度は67億円、26年度は56億円しか来ていない。要するに1億円も前年度より国から来ている金は少なくなっているんですよね。ですから、おおむね私の頭で言いますと、そんなにふえたり減ったりというか、国から来るのは大体同じぐらいなんですよ。ですから、常に私たち、私だけじゃないですよ。同僚議員がお話ししているように、大事に大事に、赤字にならないように職員を私に説明して、こう進めている結果がこうなっているんです。

それで、私の具体的に言いますと、26年度にこの国保に加入している方々からいただいた国保税が3億4,000万円。その3億4,000万円の3分の2を剰余金として残すということ、これが問題なんですよね。もう少しこの国保に加入している方々に安くならないのかと。これ27年でもう私たちの提案を受け入れてもらって、県内でもトップクラスの安い税率になっているというのは承知しておりますが、さらにこういう結果を見ますと、さらなる努力が必要じゃないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。先ほどお答えいたしました歳入歳出面での主な理由、特に歳入面での1億4,000万円の関係でございますけれども、私から概要申し上げて、担当課長から補足させていただきますけれども、25年度からこの被災地への財政支援というふうな形で特別に設けられた制度でございます。これの取り扱いについて、情報を収集できるタイミング等の関係もございまして、少し安全側に配慮した形でこの歳入を見たために、結果として多目の収入になってしまったと、そういう前後関係がございますので、その辺を基本的にご理解を賜ればというふうに思います。

詳細につきましては、担当課長のほうから補足をさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

今町長のほうからお話ありました特別調整交付金で当初予算では計上できなかった内容につきましては、どうしてもやはり運営側としては安全面のほうに偏って、ちょっと寄った形での予算措置になっていることはそのとおりでございまして、その実際の特別調整交付金に係る交付要綱と国の基準なんですが、まず、毎年更新、新しくされます。それで、具体に出てくるのがその年の暮れ、12月ごろになりますので、以下どうしても予算には反映するのが厳しいような状況でございます。

まず、実績でございますが、平成25年度に関しては1億6,300万円、26年度1億4,300万円。27年度につきましても見込むことは可能ではございますが、その過去2年の実績でもっての推計ということになりますので、どうしても高目での予算措置は経営側からするとちょっと若干安全のほうに向くかなということで考えてございましたので、今年度まだ今の段階では計上していないような状況で、12月要綱等で定まった時点である一定程度は予算措置をしたいと思ってございます。

あともう1点補足になるんですが、今お話ありました国保税の税収の増に関しまして も実績的には去年の予算に対して収入やはり1,700万円程度は上回っている状況で ございます。

補足となりますが、以上でございます。

- 13番(後藤正幸君)はい、議長。この国保税関係もなかなか保健福祉課長がいかに努力しても保険税というのは税務課でやっているんですよね。その辺で大変船長さん2人いるというと難しいんだと思いますが、よく話して、結果でこうなったんだから、今からそれを直せということはできないんですが、町長、今後もこの基金活用して、国保税の引き下げを実施していくというような強い決意をもう一度聞かせてください。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい。基金を活用した税率の引き下げにつきましては、今の前段ご説明申し上げましたような、不安定な要素もあるんですけれども、最終的には国のほうから見込みどおりの特別交付金が支給されるのであれば、今大幅に引き下げをした税率でもってこの3年間はこの税率を堅持したいというふうに思っているところでございます。

なお、さらにというふうな可能性があるのであれば、それはまたそういうことが判明 した段階で改めて検討させていただきたいというふうに思います。

- 13番(後藤正幸君)はい、議長。以上で質問を終わります。
- 議 長(阿部 均君)13番後藤正幸君の質疑を終わります。
- 議 長(阿部 均君)8番佐藤智之君の質疑を許します。8番佐藤智之君登壇願います。
  - 8番(佐藤智之君)はい、議長。26年度の決算審査に当たり、私は次の2点について総括質疑 をいたします。

その第1件目は、納税についてであります。

コンビニ納税の導入については、私は以前議会の一般質問で提案しておりました。ようやく昨年度から実現しましたが、そこで、コンビニ納税の導入による、その納税効果について伺います。

2件目は、滞納縮減についてであります。

26年度決算を受けて、さらなる滞納縮減を図るため、全庁的にどう講じられていくのか。

以上、2件でございます。

- 議 長 (阿部 均君) 町長齋藤俊夫君、登壇願います。
- 町 長(齋藤俊夫君)はい、議長。佐藤智之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、コンビニ納税の導入効果についてですが、本町では昨年度から町税4税目、 具体的には町県民税、固定資産税、軽自動車税、そして国民健康保険税について、コン ビニ収納を導入しているところでございます。

これは、若者世代を初めとする生活環境の変化に対応するため、いつでもどこでも納税できる環境を整備したもので、町内では6店舗のコンビニで利用でき、さらに、全国23系列のコンビニで利用可能となりました。

こうしたことから、町外にお住まいになる固定資産税などの納税者の納税環境が整ったことにより、納税者全体に対し利便性の向上が図られたものと思われます。

また、昨年度課税分の金融機関等、窓口取り扱い件数3万2,549件のうち、コンビニを利用した件数は1万331件、取り扱い金額は約1億2,800万円と、窓口納付全体の約31.7パーセントを占める結果となりました。

特に、銀行など金融機関窓口の取り扱い時間以外の利用率が47.7パーセントと高い割合を占めており、納税者のニーズに対応した成果を残しているものと思われます。

なお、昨年度の収納率は、徴税全体で90.4パーセントと、対前年比0.39パー

セント増と、成果を残しておりますが、コンビニ収納の導入が直接結びついたとは判断 しがたいところがありますので、今後も引き続きコンビニ収納の普及と納税推進に努め てまいります。

次に、大綱第2、全庁的な滞納縮減対策についてですが、昨年度決算の収入未済額は、 町税などが約1億4,200万円と、対前年比6.3パーセント減となっており、ここ 数年減少傾向にありますが、町税以外の公共料金などは横ばいの傾向にあり、水道料金 を例に挙げますと、収入未済額は約1,400万円と、対前年比0.5パーセント減と なっております。

また、東日本大震災の影響により生活再建の途上にある方もいまだ多い中で、昨年度 決算において滞納額を抑制することができたことは一定の成果と思われますので、引き 続き歳入確保の観点から、公平かつ適正な事務手続を進め、少しでも収入未済額の縮減 に努めてまいります。

具体的には全庁的な取り組みとし、震災前に取り組んでおりました滞納者対策会議を引き継ぐ形で、先月副町長をトップに関係課長などを委員とする債権管理委員会を立ち上げたところであります。

委員会は、各種債権の洗い出しを初め、債権管理マニュアルの作成、各担当職員のレベルの向上を図るための研修を実施することとしており、歳入の確保と税負担などの公平性を確保するため、全庁挙げて滞納額の縮減に努めてまいります。以上でございます。

- 8番(佐藤智之君)はい、議長。最初に、確認いたしますけれども、町内で6店舗のコンビニ、 私の記憶では5店舗じゃないのかと思いますけれども、私の勘違いかどうか、ちょっと その辺確認したいんですが。
- 税務納税課長(佐藤繁樹君)はい、議長。ただいまの質問にお答えいたします。

町内のコンビニエンスストア、店舗が6店舗になります。ローソンが町内に3店舗、 セブンイレブンが1店舗、あとはサンクスが1店舗、あとは合戦原のデイリーストアが 1店舗、6店舗になります。以上です。

- 8番(佐藤智之君)はい、議長。合戦原が私の記憶から抜けておりました。大変失礼しました。 このコンビニの納税、正直言いますと、もっとコンビニでの収納が高くなっているの ではないかと期待はしておりましたけれども、31.7パーセントということで、この 辺の分析など、もしありましたらお聞かせをいただきたいと思います。
- 税務納税課長(佐藤繁樹君)はい、議長。ただいまの質問にお答えします。

全体的な部分では、口座振りかえのご利用されている方も絶対数としております。そちらが約全体の4分の1ぐらいは口座振りかえの方があります。その残った方々の31パーセントになりますので、今後とも口座振りかえ及びコンビニ収納につきましては、ご利用のほうの啓発等を行っていきたいと思っております。

- 8番(佐藤智之君)はい、議長。今後もこのコンビニ収納、その効果があらわれてくるものと期待をするわけでございますけれども、この便利なコンビニ収納の利用向上のため、そのさらに普及が広がれるよう努められたいと思いますけれども、まずは、町長のその辺のお考え、決意について伺います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。コンビニ納税の普及ということでございますけれども、先ほど述べていただきましたように、昨年度から始めて、まだ1年足らずというふうなこともございますので、そういう中での窓口納付全体の約3割というふうな状況でございます

ので、利用時間帯のこの金融機関以外の利用率なども結構高いものがございますので、 これから2年、3年とこの制度が周知される中で、議員ご期待するような利用状況にな るんじゃないかなと、私もぜひそういうふうな方向にするように、担当課ともどもPR、 周知に努めてまいりたいなというふうに思うところでございます。

- 8番(佐藤智之君)はい、議長。次に、2件目の回答いただいた中で、町税以外の公共料金など は横ばいの傾向にあるとのことでしたが、もしその辺の背景、原因があるとすれば、何 か。その辺を伺いたいと思います。
- 上下水道事業所長(荒 勉君)はい、議長。水道料金等については、昨年度と比較して微増という ふうなことになっておりますが、これについては、先ほど町長答弁にもありましたとお り、震災の影響によって生活が大変な方々とか、そういう方々がおりまして、納入相談 などしたときに分納とか、そういうふうな部分もありまして、微増というふうなことに てってございます。
- 保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。それでは、税以外の収入ということで、介護保険料等、 後期高齢者医療保険料等もございますので、そちらのほうをご回答申し上げます。

介護保険料と後期高齢者医療保険料に関しましては、おおむね特別徴収という形で、 年金から引かせて納入してもらっている状況でございまして、収納率はある一定程度安 定しているのかなというふうに考えてございます。

なお、特別徴収じゃなく、納付書で納める方に関しては、口座振りかえの普及なりを 進めながら、滞納縮減に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

8番(佐藤智之君)はい、議長。はい、わかりました。

あともう1点、今後副町長をトップとする債権管理委員会を立ち上げたいと、こういう答弁もありました。その辺、今後の管理委員会の具体的な行動内容等お示ししていただければと思います。

副町長(嘉藤俊雄君)はい。債権管理委員会を立ち上げたということでございます。震災以降、震 災業務に集中してきたということで、それまでの取り組みの部分で少し中断したという 部分があったのかなというふうに考えてございます。

> 税につきましては、ある程度いろいろな事例の積み重ねがありまして、徴収につきま してもノウハウが蓄積されてきておる部分がございます。

> 一方、その他の債権につきましては、それぞれ性格が違うのですけれども、やっぱり件数が余りなかったりすると、やっぱり事例の点で悩みを持ったりという部分もあるように聞いております。

まず、それぞれ悩んでいる部分をまず共有化して、全てが税と同じようには当然できないんですけれども、その債権、債権に合った管理の仕方というのを共有化していくということを考えてございます。

具体的には、債権管理のマニュアルを作成したり、研修会を開いたりということを今年度やっていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

8番(佐藤智之君)はい、議長。大体概要がわかってまいりました。

最後でございますけれども、滞納縮減の効果は少しずつではございますけれども、その効果があらわれているようでございますが、なお一層町民の公平な税負担に全力で当たられたいと思いますが、この件について町長の考えを最後に伺うものであります。

町 長(齋藤俊夫君)はい。町の運営経営というのは、町民の皆様方の貴重な税収入で賄われてい

るというようなことでございますので、基本的には公平公正というふうなことを大事に しながらというふうなことでございまして、やはり担税力のある人にはそれなりのやは り応分のといいますか、そういうことでの納税にご理解、ご協力を頂戴できるように取 り組んでまいりたいというふうに思いますし、一方では生活保護の受給に該当するよう な、いわゆる生活困窮者の方もおられますので、その辺についてはきめ細やかな対応が 必要になってくるのかなというふうに思いますので、その辺は十分それぞれの状況を見 きわめながら、それぞれの立場、事情に即した納税の促進というふうなことに鋭意努め てまいりたいというふうに思います。

8番(佐藤智之君)はい、議長。終わります。

議 長 (阿部 均君) これで8番佐藤智之君の質疑を終わります。

議 長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は、午後1時といたします。 午前11時46分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(阿部 均君)6番遠藤龍之君の質疑を許します。6番遠藤龍之君、登壇願います。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。ただいま提案されております各種会計の認定に当たりまして、 その中の一般会計の中から、以下3点にわたって質疑を行います。町長の誠実で誠意あ るご答弁をまず初めにお願いしておきます。

1件目は、震災復興基金についてであります。主要目的、財源の内訳、執行状況についてこれまでの取り組みを示していただきながら、平成26年度の執行状況と今後の対応についてお伺いいたします。

2件目は、新坂元駅周辺地区の道合地区における整備計画についてであります。

計画の変更が示されておりますが、この間の取り組みの経緯を示されながら、その時々の対応について問題がなかったかなど、どのような経緯、総括を行い、今後に生かそうとしているのかお伺いをいたします。

3件目は、平成26年度の予算執行について、町の意思決定、政策決定の仕組みはどうっているのか。とりわけ町の方向を決める重要な案件はどのような経緯の中で決められるのか。詳細な資料や法令根拠に基づいて具体的に示していただきたいと思います。

以上3件の総括質疑といたします。

議 長 (阿部 均君) 町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、震災復興基金の主要目的、財源の内訳、執行状況についてですが、震災復興基金は、震災後町の復旧・復興のために全国の皆様からいただいた寄附金等の有効活用することを目的に平成23年9月に創設された基金であります。

その内訳としては、震災復興や学校教育関係の寄附金はもとより、被災者の住宅再建 支援制度の財源として活用している県からの交付金が積み立てられているほか、イチゴ 団地化整備事業や農機具リース事業等を初めとした事業主体が県となっている復興交付 金事業についても町事業分と区分するため、当該基金に積み立てを行っております。 また、平成26年度の執行状況についてですが、年度末基金残高は、前年度より約80万円増の約18億7,800万円となっており、主な内訳につきましては、寄附金積み立てにより約880万円の増、農機具リース事業の財源として約510万円の減、学校寄附関係の備品等の購入費として約320万円の減となっております。

なお、平成26年度の執行状況には含まれておりませんが、繰越事業につきましては、 イチゴ団地化整備事業や津波被災住宅再建支援事業を執行し、実績確定に伴い、約31 億3,000万円の不用額が発生したため、一旦決算剰余金として財政調整基金に積み 立てた後、今回ご提案している一般会計補正予算案の中で同額を基金へ積み戻すことと しております。

また、今後の基金活用の見込みにつきましては、これまでの支払い実績をもとに、復興基金交付金の再試算を行い、津波被災住宅再建支援制度の追加支援並びに宅地防災工事、助成金の拡充について今議会で補正予算計上させていただいたほか、新山下駅周辺市街地に整備する近隣公園に設置する予定の大型遊具や東日本大震災に係る慰霊碑建立の財源として寄附金を活用する予定となっております。

今後ともいただいた財源を最大限有効に活用できるよう、その使い道について鋭意検 討を重ねてまいりたいと思います。

なお、この基金事業に係る予算計上の仕組みについて、後ほど企画財政担当課長のほうから配布資料に沿って改めてご説明申し上げますので、理解を深めていただければというふうに存じます。

次に大綱第2、新坂元駅地区の道合地区における整備計画についてですが、同様の趣旨のご質問については、ことし6月の前回定例会で頂戴し、回答しているところではありますが、現在の計画戸数に至った経緯を改めてお答え申し上げます。

昨年4月に行った意向確認の結果、道合地区の中層集合住宅については、12戸の入居希望がございましたが、8月下旬に一次募集の結果を取りまとめたところ、計画戸数12戸に対し5戸の申し込みにとどまったため、9月末ごろから復興庁と協議を行ってまいりました。引き続き募集を呼びかけた結果、12月の二次募集を終えた段階で計画戸数12戸に対し16戸の申し込みがあったことから、計画戸数を16戸に変更し、工事を発注することについて復興庁と協議を行い、今年1月に了承をいただいたところであります。

町としましては、適時被災者の意向を確認を行っており、また、募集における申し込みの結果を踏まえた関係機関との連絡調整など、適切に対応してきたものと考えております。

次に大綱第3、町の意思決定、政策決定の仕組みについてですが、二元代表制のもと、 町の最終的な意思決定については、議会の議決により決定されるものであり、議会には 地方自治法第96条の規定により議決権が与えられております。

他方、執行機関の意思決定及び政策決定のほとんどは稟議書を起案し、事務決裁規定 に基づき順次に班の上席者や直接上司の決裁あるいは必要に応じた関係課との合議を経 て最終決裁権者である町長の決裁を受けることにより意思決定を行っております。

案件によっては、各種法令及び条例等に基づき設置される契約業者、指名委員会や都市計画審議会などの委員会あるいは審議会などのように合議により審査の過程が必要な場合もございます。

また、関係課が多岐にわたるような政策の決定等に当たっては、山元町企画調整会議において町の施策の企画や重要施策の総合調整を行いながら、具体の政策判断を行ってきたところであります。

なお、東日本大震災後については、一刻も早い被災者の生活再建や町の復興再生を推進するに当たり、スピード感を持った各種震災関連事業の政策展開が求められており、要綱に基づき設置された震災復興本部会議が企画調整会議の機能も果たしながら、具体の政策形成に係る各課の調整機能や町の意思決定機能を担っているところであります。以上でございます。

議 長 (阿部 均君) 補足説明を企画財政課長後藤正樹君。

企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。それでは、お手元に配布させていただいた基金事業の予算計上の仕組みについてということで、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回基金の関係でご質問いただいたということで、基金事業の実際の執行の仕方、予算計上の仕方ということをちょっと理解を深められればなということで作成した資料でございますので、資料に沿って説明をさせていただきます。

基金事業に係る予算につきましては、歳入として受けた国・県補助金ですとか、寄附金などを一旦歳出予算で予算積み立てをして、その後基金を取り崩して事業費に充当するという流れになってございます。

言葉で言ってもなかなか伝わらないので、ちょっと例を挙げさせていただきましたので、そちらをちょっとごらんください。

簡単な例としまして、歳入といたしまして寄附金を10万円受けました。それで、何らかの事業にその10万円を使いますという場合の設定をさせていただいております。 予算上の動きとしましては、まず、寄附金を歳入として受けます。それが下の絵で描くところの①に当たります。その歳入として受けた寄附金を基金積み立てをするという流れになります。それが②の震災復興基金予算積み立て10万円というところになりまして、この下のポンチ絵で言いますと②というところになります。実際事業を執行するに当たりましては、基金からそのお金を取り崩して、それを実際の事業執行の歳出予算ということで計上しますので、そちらがそれぞれ③、④というような形になるというような形での予算を組んでいると。単純に歳入を受けてそれを財源にして歳出を予算化して執行するというのとはちょっと違って、基金の積み立て、取り崩しというプロセスが入るので、ちょっと複雑な形になっております。

上のほうに戻っていただいて、この方式をとるメリットということでございますが、こちらにつきましては、例えば復興交付金等、額の大きな補助金等を一括で受け入れることが可能になるということに加えまして、これを財源にして今回の震災復旧・復興事業においては、複数年度にかかわる大型な事業が多いということで、こういった複数年度にわたる事業について実際に使用する当該年度に必要な額だけ基金から取り崩して事業に充てることができるというようなメリットがございます。

それに加えまして、通常ですと単年度、予算は単年度主義ということでございますので、その年度ごとに国庫補助金の申請から始まってというような一連の事務手続を経る必要がございますが、そういった部分の事務の簡素化も図られるというようなことが挙げられるかなというふうに考えております。

一方、デメリットとしましては、先ほど申し上げましたように、例えば歳出予算で見

ていただければおわかりのとおり、一旦基金に積むという歳出、それから実際に事業を執行するという歳出ということで、単純に言いますと実際現金は例で言えば10万円しか動いていないにもかかわらず、歳出予算としては20万円計上するというような形になりますので、予算規模が膨らんでしまうということがデメリットとしては挙げられるかなということでございます。

基金事業に係る予算計上の仕組みについて補足説明ということで、私からは以上でございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。今丁寧なこの仕組みについて説明を受けたわけですが、余り精 巧な頭を持っていない者からすると、せっかく説明していただいたんですけれども、余 り本質といいますか、には関係ないとは言いませんが、この辺の知識を持つ、持たない ということでどうこうということにはならないのかなと。しかしながら、説明をいただ きありがとうございました。

非常に最初の出発点から見ますと、もう相当今もお話しなされましたように、非常に複雑な内容になって、我々には何かよくわからないような基金の内容になっているという疑問からこの質疑というところに至ったわけでありますが、1つは、この基金に詰め込まれているものは何点くらいあるんですか。目的ごとに。

企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。こちらの基金につきましては、大きく3点盛り込まれて おります。

まず、1点目が主に震災後ということになりますが、各地区、各個人・法人からいただきました寄附金がまず1点目です。それから、2点目としましては、住宅再建支援制度に係る県交付金ということで、よく43億円とか8億円とか言っている基金が県の東日本大震災復興基金交付金の受け入れというのが2点目。3点目としましては、県が申請している復興交付金事業の受け皿と、要は、これは町のほうでも震災復興交付金基金というのを別に基金を設けておりますが、それと混同しないように分けているということで、内容としては以上の3点になります。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。基金の目的を非常に曖昧にしているのがこの3点目のものなんですね。これはもう最初から目的決まっているもので、もらったものというか、受けたものはその事業目的に従った、その事業にしか使えないという性格のものですよね。

であるならば、そもそもこの基金の震災復興基金という目的に沿ったものとして入れるべきではない。これは入れなくてもこれはこれで基金として対応するのであれば、これはこれで独自に基金として対応すればいいのではないかと思うんですが、その辺の考えについてお伺いいたします。

企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。こちらの3点目の県申請分の復興交付金事業を今のご質問ですと、別に例えば基金を立てて管理すべきではなかったのかというご質問かと理解しております。

この件に関しましては、確かにそういう考え方もあろうかと思います。我々事務をとる立場からすれば、目的ごとに基金があれば確かに経理はしやすい。それはご指摘のとおりでございます。しかしながら、基金をじゃ乱立させてもいいのかというところもございまして、当時の判断としては、ここの県申請分の復興交付金の受け皿としてはこの震災復興基金を使おうという判断になったというふうに私としては理解しているところでございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。その辺は考え方の違いということになりますが、これで理解を 非常に混乱させているということだけは訴えておきます。

そこで、本来の目的である支援者に対しての支援策ということで言えば、上の1、2 の寄附金、それから住宅再建、この住宅再建も一緒くたにしてだめなんですね。取り崩し型……、住宅再建のものはこれもまた目的決まっているものなんですから、それとその取り崩し型のものを一緒くたにする、置くというのも目的を曖昧にしてしまう。

そういうことで、これもあれと、非常に執行者側からすれば非常に使いやすい基金ということになろうかと思いますが、我々からすれば非常に見えなくなってきているという点があるんです。

だから、この件につきましては、再三というか、機会あるたびにこの辺の明確というか、目的ごとにというか、というのは訴えてきたところなんですが、ということで、1つは、この寄附金これまでここに入れた寄附金の総額についてお伺いいたします。

- 企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。寄附金の関係でございますけれども、寄附金としまして は、これまでで約2億6,00万円入っております。以上です。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。それから、住宅再建のほうの43億円の執行状況についてお伺いいたします。
- 震災復興企画課長(佐藤和典君)はい、議長。住宅再建の支援制度のほうの執行状況でございますが、中に8億円分と43億円分と分かれてございます。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。今そのことについて言ったつもりなんですが、これは明確に分けるべきだということで今言ったつもりなんです。

だから、私が今言った住宅再建というのは43億円のほうのことについて聞いたつもりでした。

- 震災復興企画課長(佐藤和典君)はい。大変失礼いたしました。住宅再建支援の分の執行額の平成 26年度までのトータルということでございますが、こちらのほうにつきましては、約 6億1,000万円ほど執行済みとなってございます。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。これは、43億円分の中の6億1,000万円というふうな捉 え方でいいんですね。

あわせて伺います。8億円についての執行状況についてお伺いします。

- 震災復興企画課長(佐藤和典君)はい、議長。8億円のほうにつきましては、平成24年度から2 6年度までが執行ございますが、合わせまして約600万円という形になってございま す。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。そういうことなんですよね。

そして、これは最近の支援策の充実というところで大きく使われていたということなんですが、これも再三にわたって私この機会あるごとに言ってきた経緯があるんですが、実際に使い始めたのは4年後、あるいはまだ使われていませんから、5年……、実際に使い出すのはもう5年近く実は温めていたと。本来ならば、もうすぐに使ってくれということで、とりわけ8億円、43億円、これについては、国がもう早々と皆さんの困っている人たちに使ってくださいということで43億円については目的を明確に示して、国が割り振ったと。8億円については、その前にこれはもう何の名前もついていない、自由に使ってくださいというような、実は目的、そういう目的を持った基金なんです。

この8億円はいまだ600万円。まさにもう何回も三回も言って、もう困っている人

たちが目の前にいる中でそういうのが使われてこなかったということについて、町長ど う思われますか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。この執行については、町の置かれた状況、復旧・復興の進展状況にあわせていろいろと状況を把握しながら、適時適切な形で制度化して支援につなげているというふうに思っております。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。またなかなか理解のできない答弁なんですが、結局使っていなかったんですよ。使いなさいと。そして、この取り崩し型の基金につきましては、政府は足らなくなったらいつでも出すよというような内容のものでもあった。ところが宮城県も一緒なんですけれども、それが使っていないことによって、余っているのに何で増額しろと言うんだというようなことから、このことについては、実は増額されていないという経緯もあるんですが、この辺の話をしてもちょっとあれなんですが、そういう性格を持ったものなんですよ。

何よりも政府がそう言うのは、この8億円についてはとにかくすぐ使えよ。何に使ってもいいんだからと。本当に困っている人がいたら、それに使いなさいという性格のものだったんですよ。それらについては、もう5年も温めておいたと。今5年で利子うんと少ないんだからと。何ぼためておいたって運用というか、それもできないような状況にあるんです。これをやっぱり町長の考え方といいますか、町の考え方としてこういう使われ方というのはいかがだったものか。結果として、5年後にようやくその道は開かれた、使われるということになったわけですが、これは被災者の皆さんに対して本当にこういう言葉はなかなか私言葉少ないので、表現しがたいんですが、温かいとは言えないようなことを5年間続けてきたというふうに思われても仕方のないような使われ方ですね。というふうに思っております。

戻りまして、寄附金総額の2億6,000万円の使い道についてお伺いします。

- 企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。寄附金の使い道についてですが、まず、町長の答弁でも ご紹介させていだたきましたとおり、新山下駅周辺地区に整備する近隣公園の大型遊具、 それから東日本大震災に係る慰霊碑建立の財源として活用するということを予定してお ります。
  - 6番 (遠藤龍之君) はい、議長。寄附金の目的についてそういう使われ方ということなんですね。 そこなんですよ。この近隣公園とか、これ別の金でやれるんじゃないですか。やっぱり 寄附金については、そういう町の、多分寄附された方々の思い思いは、困っている人た ちにどうぞこの金で何とかしてやってくださいというようなことでの、そういう目的の 寄附金がそのほとんどではないかと。この私の寄附は、近隣公園のそっちのほうに使っ てくださいねというようなものであれば、それはそういう使い方していいんですが、や はり2億6,000万円、これまた大きい、全国から寄せられた温かいこの寄附金を有 効に使うという考え方からいうと、近隣公園、そして近隣公園って、そこの山下の近隣 のことを近隣公園って言っているの。それは、ちょっと使い道違うんじゃないですか。 それ、財政課長に言われてもこれはそういうふうにして使えということで、多分そうい うことでこうなっていると思うんですけれども、私はやっぱりこの使い方違うと思いま す。寄附金については。町長、どうですか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。この寄附金につきましては、もう少し広く捉えれば、やはり義 援金としての性格のものと町の復興にというふうなことで寄附される方のご意思を確認

をしながら、振り分けながらの積み立てでございますので、今ご説明しているのは、少なくとも復興というふうなことで使わせてもらうというふうなことを確認しながら対応させていただいているというふうなことでご理解いただければというふうに思います。

- 6番(遠藤龍之君)はい、議長。町長、そういうふうに明確に言ってしまっていいんですか。一つ一つちゃんと色のついた、私の寄附は復興で使ってください。私のはこちらの被災で困った人たちに使ってください。そういうふうな色分けといいますか、そういうふうな寄附のされ方をしていたんですか。その辺確認します。今町長振り分けてと言いましたが、そして、復興に向けてという、2億6,000万円はそういうことです。そういう質問です。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。特に大口的なものについては、なおさらそういうふうなことを 確認をさせていただきながらというふうなことで対応してきているところでございます。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。その辺のリストはありますか。この辺のリストはありますか。 あるならば提出していただきたいと思います。
- 議 長(阿部 均君)指定寄附かどうかという部分で資料があれば提出をということでございます。 暫時休憩といたします。再開は1時40分といたします。

午後 1時29分 休 憩

## 午後 1時40分 再 開

議 長 (阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

- 議 長(阿部 均君) 6番遠藤議員の質疑の中で寄附金総額2億6,000万円の中で指定寄附の 部分について、明確な答弁を求めておりますので、よろしく答弁のほうお願いいたしま す。企画財政課長後藤正樹君。
- 企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。ちょっとこの寄附金の部分をもう一度改めてご説明させていただきますが、山元町のほうに何らかの形でお金をお渡ししたいということで来たときに、我々としましては、それが被災者個々人に使ってほしいのか、要は義援金としての性格を有するものなのか、それとも町の復興事業に活用してほしいという部分での申し出なのか、そこを確認した上で、まずその義援金なのか寄附金なのかというところを仕分けしております。

次に、じゃその寄附金の中でもよくある部分といたしましては、特に被災した子供さんたちのために活用してほしいとか、震災によって学校教育施設とか、そういった学校教育環境もダメージを受けているであろうから、そういった教育関係に活用してほしい、それからあとはよくある話としては、復興事業全般に活用してほしいと。大別するとそういうような3つの形になります。

物によっては、特に私はホッキ貝が不安だったので、漁業の再建にとかというような、 本当にもう限定したような寄附もないわけではないですけれども、大別すると今申し上 げたような形になっております。

次に、じゃそれをどのような形で整理しているのかというところの議論でございますが、まず、子育て関係につきましては、別途保健福祉課で持っております子育て基金のほうにその寄附の部分が積み上がっているという形になります。

あと、学校教育関係とその他の復興事業については、今問題になっております震災復

興基金のほうに積み上がっておりますが、それにつきましては、経理上企画財政課分、 課の名前で申し上げますと企画財政課分、それから学務課分という形で明確に区分をし て、使途を明確にして今基金のほうに保管をしているというような状況でございますの で、ご理解いただければというふうに考えております。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。いや、ですから、その中身について資料で説明してくれということなんですよ。これ要綱か何かあるんですか。今要綱とか決まりとか規定とか、この寄附金の振り分けと町長言ったね。振り分ける、どういうふうにして、今言ったような振り分けるためには何を基準にどういう形でという、そういう要綱なり決まりなりというのがあった中で対応しているんですか。今言ったのは、どこでどういうふうに決めて、これはこう使います。これはこう使いますとどこで決めて、そしてそういうふうに振り分けていったということになるんですか。ちゃんとそのもとになるものを、今そういうふうな形で聞いてももしかすると違う場面での質問になったときと、あとあなたがいなくなって、また別な方がなったときにどういう答えになるかということ。もう違うような答えになれば、また混乱するんですよ。やっぱり億の金ですから、そして、数にすれば相当な数の方々から、全国からいただいている、この本当に貴重なお金なんですよ。その使い方については、しっかりとした目的を持って使わなくちゃならないと思うんです。

私は、この近隣公園ってびっくりしたんですけれども、これが復興のどういう……、これはプラスアルファの部分の事業ではないかと思うんですが、それはやっぱり考えどこ。それはそれで金がいっぱい余っていて、そしてこれにも使えるからこういうふうに使いましょうということで使うんだったらいいけれども、もう頭からこれに使おうとしているという、そして、さらに言わせていただければ、きのうおとといの支援金、拡充した、そこに落ちこぼれないようにというふうに私言った経緯があるんですが、多くの人に、やっぱり困っている、被災受けて今再建している方決してまだプラスにはなっていない。ゼロまでにもなっていない。まだマイナスの状況にある。そういう人たちに少しでもあれば、その制度から外れた人でもこの状況を見て判断して、この人はやっぱり大変だなという人にやるということも重要な使い方になるかと思うんですよ。

とりわけこの寄附金というのは。そういうのを何の判断基準もない中で、その時々の人の考え、こんなことを言って申しわけないんだけれども、使われるというのは、しかももう5年間も寝かしておいたんですよ。5年間のうちで十分にそういう対応というのは図られると思うんです。そうすると、またマンパワー不足でというのが出てくるかもわかりませんが、それは置いておいて、今言ったもの、あるんだったらあるで、ないんだったらないで、その要綱なり決まりなり、判断基準、ペーパーで多分あると思うんですが、明確に要綱とか規定とかとしなくても、そうじゃないと何に使うかとか、どこに振り分けるかとかと俺できないと思うんです。

そういうのあるかないか、まず。

企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。寄附金の部分ですが、先ほどご紹介しました震災復興、 それから教育、あと子育てというところについては、寄附金という形で町に対して寄附 をしたいという方々のご意向をどういうふうに寄附いただけるのはありがたいんですが、 どういうふうな形で使ったらよろしいでしょうかということで、個別に確認をして振り 分けているという形になってございます。 ですので、そういう決まり事あるんじゃないかというところに対するお答えとしましては、個別具体にヒアリングをしている関係上、決まり事はないというのがお答えになります。

次に、じゃその受け取った寄附金をどう使うかというところなんですが、確かに議員もお話しありましたとおり、ありがたい、約、先ほども私のほうから申し上げましたが、2億6,000万円という多額の金額の寄附が積み上がっている状況でございますので、それを右から左によくわからない形で使ったというふうになるのは、議員と思いを同じくするところといいますか、当然こういうふうな形で使いましたということは説明していかなければならないというふうに考えているところでございます。

ただ、残念ながら、今復旧・復興事業がまさに動いている段階で、議員のほうからもお話しありましたように、そこの中で漏れてくるものとか、ハードの部分でもソフトの部分でもそうですが、漏れてくるものがあるであろうというところ、財政当局としては、そこを見きわめた上で、寄附者の思いを最大限に発揮できる形にしたいとは思っているんですが、ちょっとまだそこまでは至っていないというのが実態でございます。以上でございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。だから、ちゃんとして、この基金の目的の中の寄附金の使い方については、やっぱり皆さんの英知を集めて、そして最も目的に沿った形で使わなくちゃならない。それをあなただけが考えてやったのでも大変だから、やっぱりこれもまた本部、そこに行き着くんですが、そこで最も重要な事案、案件です。こういうものは。そしてやっぱり決めるべきだと。そして、対応すべきだと。

まだいっぱい残っているんだから、使って、やっぱりこれは今すぐにでもやっぱりその基準をつくって、整理して、そして対応すべきだと。

その近隣公園について、近隣公園については、復興財源でもしあれだけのあるいは効果促進事業とか、そういうので俺は対応できるのかなと。対応できないんだったら対応できないで、どういう財源の確保を考えるか、それはそれでまた別方向で、場面で考えるべきだと思うし、ちなみに、この近隣公園に何ぼ充てようとしていたんですか。

- 企画財政課長(後藤正樹君)はい、議長。まず、金額から申し上げれば、600万円を充てようとしておりました。そこは、当然ただやみくもに600万円充てようとしていたわけではなくて、昨年度アサヒビールさんのほうから300万円の寄附を受けております。今年度については、まだ具体的な申し出ないんですが、今年度も同額程度来るであろうということで、その2カ年分をその近隣公園の整備ということで、そこは特定して充てようというふうに考えていたところでございます。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。こういう使われ方、ほかにもあるかと思うんですが、今ここで それをいろいろ言ってもまだ……、今お答えになった、それをちょっと整理して文書で 整理して、そして今言ったこういうことに使っているということ、今言われても口頭で 言われると半分くらい忘れてしまうから、その辺を整理して、今ここでとは言いません。 その使われ方について、ぜひ提出していただきたいと思います。

町長、やっぱりあと取り崩し型の8億円、これも本来の目的で使っていただきたい。 これはまさに支援者に対して、困っている人たちに対していち早くこれは国から配分さ さたものなんですよ。それは十分に皆さん、宮城県に660億円、そのうち半分を被災 市町村に。その中で何で山元町が8億円なのという、大きな疑問はあるんですが、この 被災状況にあれして、私はもっとあってしかるべきだと思うんですが、それはまた別に 置いて、ここでこう決まるものでもないですから、そういった貴重な金なんですよ。

自由に使える金、その8億円の使い道についても、今ここでもうあれしません。それ も文書で明確にこういう形で使うということで、整理して提出していただきたいと思い ます。

町長、今の一連の話の中で、寄附と支援策、この基金の、とりわけ8億円、今の善意 のこの寄附金の使い方についての町長の考え方を最後に確認したいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。寄附金なり、県を通じての復興基金、交付金の関係につきましては、我々としては、その時々に応じて町の復旧・復興状況を見据えながら、やはり全国の皆様方のありがたいお気持ちにしっかりとした形でお応えできるような使い道を考えながらやっているつもりですし、8億円の使途の重要な部分についても町の復興を見据えながら対応してきていると。内部でしっかりと組み立てをしながら、時々の特別委員会なり議会のほうにもお諮りしながらやってきているというふうなことでございますので、結果として温めているというふうなご指摘にもなる部分はございますけれども、その時々に応じてしっかりと検討しながらやってきているし、今後もそういういうふうなことでやっていかなくちゃいけないということで考えております。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。その時々でやってきている。やってきている経過を示してくだ さい。具体的に。そう言うんだったら。5年間もこのままにしてきているんですよ。

そして、600万円しか使っていないんですよ。8億円のものは600円じゃなく、さっき何て言ったんだ。8億円のうち、それを使っているのが600万円とかと言ったんだよな。それしかまだ使っていないんだよ。そうしたら、その時々で何検討してきたの。5年間たっているんですよ。

そして、その8億円というのは、今すぐにも使いなさいということでやってきているんですよ。取り崩し型のものは。何でそういう回答になるのかな。何か反論あるんですか。言ってください。私は、明確に何してきたのと。何もしてきていないじゃないかということを今言ったんです。検討してきていると言いましたが、どのような、じゃ検討してきたんですかと。明確にそれを伝えてください。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。その時々に制度設計をしながら、議会にも相談して、津波の (「具体的に聞いていますから」の声あり) 具体的……、私いろいろなことをやっているので、よくおっしゃいますけれども、私も右から左なんですよ。資料を見れば、これはわかりますけれども、膨大なあれを (「それを言っちゃおしまいだっちゃ」の声あり) おしまいじゃないですよ。いつ言ったなんていう話よくされますけれども、(「いやいや参ったね」の声あり) この膨大な事務事業、50億円のときと違うんですよ。それをあれしないでよくおっしゃるけれども、私そんなに頭の中容量大きくないんですね。残念ながら。(「残念だね」の声あり)

まず、時々に応じて制度設計をしながら、それは8億円、年度に分ければ微々たるものかもしれませんけれども、その状況を見ながらこういうふうに使いたいと、こういうふうに支援したいというふうなことでご相談申し上げながら積み上げでございますよ。

結果として、数年たつ中で一定程度残っている部分もあるかもしれません。例えば今回9月補正に応急計上させていただく分についてもしかりでございます。今まで温めていたと言われれば温めていることになるかもしれません。

やっぱり段階に応じて状況を見定めながら制度設計をせざるを得ないという、この状況が一方ではおわかりいただけませんと、我々が何もしないで来たのかということにはならないというふうに思います。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。そういうお話すると、せっかくやめようかと思ったんですが、 少なくとも8億円の基金のものについては、それは対応できたはずです。しなくちゃな らなかったものです。

それから、私具体的に言うんですが、この件に関してその時々で相談はされませんで した。このことについてはですよ。この基金の使い方についてはですよ。

それから、復興状況を見据えながらって、もう復興状況は十分に5年間、その目的… 先ほども確認したかったんです。改めて明確に確認したかったんですが、取り崩しし型の基金の目的は何なのかと。それは今すぐ使ってくださいという内容のものなんです。今すぐ使わなくちゃならなかったんですよ。それを5年間も少なくともその取り崩し型の基金のことにだけ言っているんですから。そのことについて、具体的に我々に相談されたことありません。質問はしました。しかし、そのときもそういった回答は、その使い方についての回答はありませんでした。

このこと、同じことの繰り返しということになりますので、ここでやめますが、町長の答弁は全く事実に基づいていない。そういう答弁の繰り返しであるということを訴えて、指摘して、次に移ります。

次は、2件目の質問であります。2件目は、新坂元駅周辺地区の道合地区における整備計画についてであります。この件につきましては、答弁の中にもありました。6月にも同じような質問したんじゃないかというようなことでありますが、私何回もします。この件につきましては、納得いくまで、理解できるまで。そして、今回はさらにその時々の対応について問題はなかったのか等、これらも含めて、その件についてどういった総括を行い、そして今後に生かそうとしているのかという質問をしているわけですが、この答弁を見ますと、もう本当に紙1枚といいますか、こういうの何て言うんでしょうかね。人を食ったというか、余り言葉知らないので、その辺に……、私はこの答えになっていないと。答えになっていないと。答えになっていないと。

まず、ひとつ確認していきます。この件については、いろいろ問題を引き起こしていますね。工期大幅に遅れています。一番最初は、この地区はその75 戸、山下、一番最初に建てて、そして早く入ったところと同じような時期にやりましょうということになったところなんです。ここは、実は。ところが、いろいろその途中ありまして、結果29 年3月ですよ。入居。という問題を含めた事業であると。その時々で変わって、だからその時々に問題なかったのかということをそこで確認したかったわけなんですが、残念ながら、そういった答弁にはなっていないということで、1 つ確認しますが、大きな変更になった、最近のなったこの1 V との、1 V から断られて、さらに延びたということになるわけですが、この1 V とどの程度の協議の結果、ああいう結論に至ったのか。その協議の内容についてお伺いいたします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。個別具体の協議の関係につきましては、担当課長のほうからお 話をさせていただきます。

震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。協議内容といたしましては、この16戸に変わった ことから、こちらの16戸の災害公営住宅及びその造成分、こちらについて工事の中で 増額は可能かという形で協議させていただいております。

その中で、やはりJVのほうといたしましては、その建設費の高騰及び労働者、資材等の調達の困難ということから、また当初の落札率も鑑みると、対応が難しいというお話をいただきまして、協議が整わなかったと、そういった経緯があるということでご報告させていただきます。以上でございます。

- 6番(遠藤龍之君)はい、議長。ちょっと質問のほうに問題があったかと思います。そういった 話はもう何回も聞いているので、さらにそれをわかった上で聞いたつもりなんですが、 簡単に言えばどのくらい時間かけて何回協議して、どのくらい時間かけてやったのかと いうことを改めてお伺いいたします。
- 震災復興整備課長(早坂俊広君)はい。何回という、それは明確に文書で何回やりとりしたというわけではないんですが、当然担当課の中でこちら工事の協議を工事の甲乙のやりとりの中で当方で考えている変更仕様の内容、こういったところをお伝えしている中、JVのほうでも当然JVのほうで積算して、それが見合った額かというふうに持ち帰って、また当然JVだけでは判断できないものについては、会社等とも相談して、こういったところまでなら可能であるというような、向こうの判断もあるかと思うんですが、そういったやりとりの中で、やはりどうしても甲乙の協議が整わなかったというような流れになったというふうに聞いております。以上でございます。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。非常にこれは重要な決定、変更の決定なんですよね。結果的に も見れば。

ですから、そしていろいろな疑問も生まれてくる、この変更ですから、私は相当な時間をかけて、あるいは本当に何回もやりとりして、それは正式でなくても非公式でも、いろいろな場面でいいんですが、それでどのくらいの町として努力されたのか。表面だけ見ると、その辺の世界私素人なのでわからないんですけれども、何かJVの一方的な話で終わっているんじゃないのかなというふうに受けとめているわけで、その疑問がずっと解けなくて、こういう繰り返しの質問ということになっているんですが、その辺が理解できるような、100時間かけて、今の国会審議じゃないけれども、100時間かけて、それでも折り合わなくてとかというのがあれば、それは仕方ないのかなというふうに受けとめざるを得ないというようなことになるのかなという、そういう素朴な疑問から今確認しているんですが、本当に大ざっぱでいいんです。大体これぐらい時間かけて、このぐらい回数かけて、それは資料で等々と求めるつもりもございません。その辺の努力の姿といいますか、町の姿勢が見えれば仕方ないなというふうに、どう受けとめるかまだわかりませんが、その辺を理解できるようなご答弁いただければ幸いでございます。

震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。今議員のおっしゃることも理解はできるんですが、 まず、我々の立ち位置としましては、少しでも早く、かつ我々事務方としては事務作業 量も少ないほうがほかの部分にエネルギーを注げるということもありまして、効率的に やれるかという観点を持ちながら、当然仕事をしています。

その最終的な目的は、いかに早くお渡しできるかという考えで進めている中で、当然変更契約していただけたほうがそういう入札の手続もなければ、そのまま現場に入れるというメリットが大きいので、我々としてはもう当然そちらのほうがいい、そちらのほうが望ましいということから、可能な限りの交渉はさせていただいております。

ただ、どうしてもその積算基準というのがありまして、こちらは国、県、町も同じなんですが、そちらの積算基準に基づいたルールにのっとって、その現況のルールにのっとって、また落札率等を反映したものでお示しするしかないという形の中で、業者さんがある意味いろいろお願いしての中で応じられないという形になってしまったと。

我々はしては、もう本当に早く、かつお互い気心知れているJVとやったほうが当然望ましいわけですから、その段階では、そういったところを何とかお願いし続けたというところを理解いただければというふうに存じております。以上でございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。まだちょっと理解するところまでいきません。というのは、前回のこの件についての質問のときに、大きな理由が作業員不足、資材高騰というのが大きな理由だということなんですが、そして、その際に私は資材……、そもそもの契約する段階でそれは世の中、社会で言われていた話ですから、資材高騰、作業員不足、それをわかっていて契約結んだんですよ。それは、債務負担行為ですから、当然それは長い期間での工事の事業内容だというのもわかって契約したんですよ。

にもかかわらず、この時期になって資材高騰、作業員不足というのは、私ははっきり言えば理由にならない。この大きな、何回も言いますけれども、このことによってさらに1年延びているんですからね。そういう意味では、本当に理解できません。そういう理由だということでは。

何か、この裏に何かあるのかなと、ついついやっぱりそういう疑念が湧いてしまうということをここで伝えて、訴えておきます。まだこのあれには疑問が残っている。

次に、まだ理解できないということですね。私は。この契約に、改めての質問です。 この道合地区の工事というのは、そもそも入っていたのかどうかお伺いいたします。

- 震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。この契約というのは、坂元の、入ってございません。 当初は入っておりません。道合の分ですね。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。当初入っていないという今の答弁なんですが、途中から入ったんですか。
- 震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。そうですね。当初入っていないというのは、当初入っていないので、そういう形の答弁させていただいておりました。

設計業務ですが、そちらについては、済みません。こちらJVの中には入ってございません。以上でございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。JVの中に入っていなくて、それは独立した事業ということなんですか。

皆さんが出したこの決算資料、平成25年度債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事外か、の中に明確に建築設計の中に中層集合住宅と12戸と入っているんだけれども、今私も読みながら、何となくこの件については、理解ができたのかなと思いますが、しかし、正確に正確な意味で改めてお伺いいたします。52ページ。

- 震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。済みません。失礼しました。建築の設計は入っておりました。申しわけございません。ちょっと私造成のイメージでおりましたので、申しわけございませんでした。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。じゃ、ちゃんと入っているということですね。もうこの時点で入っているんですよ。

そして、実際ここでは……、ですから、これはもうこの時点でJVはやる気になって

いたんですよ。状況の変化とかなんとかということではなくて、その辺はどう理解すればいいんですか。もし入っているということであれば。これ契約違反になるのではないですか。

議 長(阿部 均君)契約違反にならないのかどうか、震災復興整備課長。

この際暫時休憩といたします。再開は2時20分といたします。

午後 2時11分 休 憩

午後 2時20分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 (阿部 均君) 6番遠藤龍之君の質疑に対し震災復興整備課長、答弁願います。

震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。まず最初に、休憩のほう時間をとらせてしまったことをおわび申し上げます。済みませんでした。

私のほうから先ほど遠藤議員のほうからお話のありました建築設計の取り扱いということで、こちら25年のJVの工事の中で最初建築の設計は入っておりませんでした。ただ、こちら26年の8月の補正でこのような形で変更、6月補正、8月の変更契約をもってこのような形で計上している状況でございます。

しかし、今お話ししたとおり、昨年度、ことしの2月、やはり協議が整わなかったということで、こちら契約、この設計の件につきましてもJVと協議しまして、指示書、いわゆるこちらのほうの協議が整わなかったということで、お互いに協議を取り交わしているという形で進んでおりますので、こちら契約違反にはならないというふうに考えております。以上でございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。今のでも何か素直に理解はできないということを伝えておきま す

それにしても、本来ならばJV、そのための……、そしてもともとは一体化している地区なんですから、やっぱりそういうことを含めて、そのJVとは協議すべきだったのかなというふうに思っています。

今は全く離れていると。道合は道合で独立した整備計画の中でという捉え方でいいんですね。

- 震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。そのような形で今考えてございます。以上でござい ます。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。今一括発注方式という言葉が出てきたのでなんですが、今新山下、新坂元で一括発注方式、こういう話もこれまでも出ているんですが、こういう流れの中で、流れの中というか結果といいますか、今現時点でこの一括発注方式というものに問題はなかったのかどうか。この間の経緯を通して、今現時点でどのように受けとめているか、お伺いいたします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。これについても以前お尋ねいただいてお答えしてきているかというふうに思いますけれども、一番最初の時点では、建設業界の非常に逼迫した受注環境というふうなことを踏まえたときに、町としてもまた体制が推進体制が脆弱な中で、最後まで責任を持って J V の方々にお力添えをいただいたほうが得策だろうというふうなことでスタートをしたというふうな状況でございます。

そういうふうな中で、一定の成果を上げてこられたんじゃないのかなというふうに思います。おかげさまで災害公営住宅が一部遅延している部分もございますけれども、相当程度、後藤議員にもお答えしたとおり、進捗を見ているというのは、この一括施工方式によって責任を持ってやってもらった一つの成果だろうというふうに思っております。

その後、現在に至って業界の環境も少しずつ変わってきているというふうな部分もございまして、それと町の体制、県の温かい支援の手というふうなこともございましたので、そういう状況を見きわめながら、この場面では今までの方式ではなくて、あえて分離をしても一定の成果が期待できるだろうと、そういうふうなことで、状況に応じた入札、整備方式を採用してきているというふうなことでございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。この今言った一括発注方式に問題はなかったかという質問ですが、これは一番最初の質問に明確に示しているんですが、最初そもそものきょうの、その時々の対応について問題はなかったかと。その問題に対して、あった問題に対してどれだけその時々で総括をして、次に生かしているのかということが今の質問の中心点なんですよ。

そういうことで、その一括発注方式についてどうなのかと。そして、今多分町長が言った新山下のほうの話だと思うんですが、新坂元駅周辺地区の事業についてがこの質問の中心なんですよ。

何回変更契約したか確認したいと思います。

議長(阿部 均君)この際暫時休憩といたします。再開は2時35分といたします。

午後 2時27分 休 憩

## 午後 2時35分 再 開

議長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。重ね重ねお時間をいただいて申しわけございません でした。

私のほうから先ほどの遠藤議員からありました坂元地区の変更回数についてお答えいたします。

こちら、坂元地区につきましては、3回変更しておりまして、こちら1回目で設計内容、要は設計業務の内容の変更、こちら用途、その土地利用の内容の変更がございまして、設計業務の変更があったという形で1回。2回目につきましては、その変更した内容の工事のほうに反映するということで2回。また、3回目も工事のほうの精査ということで、3回の変更してございます。以上でございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。今の質疑は問題はなかったかということから発生した確認の質問だったんですが、そうなんです。3回変更して、とりわけ2回目の変更は、39億円から47億円と、大幅な増額になっているんですね。

そして、実はこの中に中層住宅の集合住宅の建築設計を新たに計上しているというふうな説明があり、あわせてこのときの大きな軟弱地盤対策ということで、大幅な設計変更が計画変更があったんです。39億円から47億円ですから、通常の世界でこうことがあり得るのかと。一回契約したらば何ぼでも上げるといった実態の中身のことがあるということではありますが、そしてさらに、最後もまた4億円ぐらい多くなって、最終

的に今現在51億円で事業を進めていると。

これを見ると、何も今回の道合地区のやつね、請けないというのが全く、またもとに 戻ると申しわけないんだけれども、理解ができない。理解ができないということを何回 も強調します。

私何回も確認しますが、きょうのその時々の対応に問題がなかったかということで、 この変更の変遷についての問題意識というのはあるかないかお伺いいたします。あった かないか。

- 議 長(阿部 均君)町長齋藤俊夫君。そういう変更に問題意識があったのかどうか。誰も答えませんので、町長お願いします。(「簡単でいい。余計なこといい」の声あり)問題意識はあったのかなかったのかということですから、そこを簡単に答弁願います。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。基本的には変わるということですから、やっぱりそれはなぜなのと、一定程度といいますか、相当程度変わることについては、私としてもその都度どうしてなのというふうな、そういう部分は当然……。

ただ、その一つ一つ説明を受ける中で、こういう軟弱地盤対策とか、必要な部分を説明されれば、ああそうなのかなというふうな形でこれまで対応してきたところでございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。整備課長もちょっとかわいそうというとおかしいけれども、この流れがつかめないということなんでしょうけれども、これ、私これ見て整備課長が出したこの資料に基づいて今整理してこうやっているんですが、これ第4回議会定例会配布資料17-1というものをもって今いろいろ確認も含めながら質問しているんですが、そこで、そういうことで、そのときの問題全くないと多分言えないでしょう。あると。

あるのはしゃねんです。仕方ないというか、実際に動いているんですから、その問題をどう総括して次に生かす。今のやりとりも何回も中断してあれなんだけれども、全体を整理して、整理してというか、やっぱりもしかするとこの51億円が今このままの状況だったらもうまた変わるかもということも懸念するわけですよ。現実にはもうほぼでき上がっている状況がありますからあれなんですけれども、例えば排水問題でまた新たな問題が出てくるとか、そういう懸念、心配もあるわけです。

だから、問題はなかったか。問題はその辺の自覚というか、そのときにどういった総括をして、そして次に生かすかという、やっぱり皆さんよくPDCA、よく民間企業でもやられている、そういうことを考えれば、民間でもやっているんですから、そうしたら次のこの問題、失態というのがあったとしても小幅に抑えることができる。

しかも初めて取り組んでいる事業ですから、この一括発注方式で。ここはやっぱりあわせて対応していかなくちゃならない。今後も多分続くと思いますが、そして、そのときに、またこれまた申しわけないんですが、その中間といいますか、これも何回も確認しているんですが、あの業者は何だったのかという疑問に移るわけなんですよ。あの業者というのはCM業者ですね。

こういうときのためのCM業者ということになろうかといいますよりも、私たちはそういうことで、そういう説明の中でその仕事を見てきている。15億円ですから、3年間で。今回も3億円ですか。今回は平成27年度の事業ですからあれなんですが、この間こういった動きの中でCM業者はどんな対応してきたのか、改めてお伺いいたします。

事業計画調整室長(櫻井英文君)はい、議長。昨年、平成26年の6月にご審議いただいてご可決

したCM業者の動きという質問かと思います。

CMにつきましては、その時々に応じて工程表を見直してもらったり、あと比較検討、 工法の比較検討等を行ってきたというところでございます。以上でございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。CM業者の仕事、目的には工程管理、品質管理というのも資料でも示され、我々に説明されているところなんですが、この際やっぱり工程管理あるいは品質管理、一番最初に契約した内容でできなかったということで、変更、変更となってきているわけだから、そういうのを品質管理と私専門家でないからわからないんですけれども、逆に言うと素人からの素朴な疑問として、そういう疑問が出てくるんですが、そのときに仕事をするのがCM業者ではないかというふうなことで伺ってきたわけなんだけれども、聞いてきたわけなんですけれども、その辺も本来ならば総括する対象になるのではないかと。

やっぱりCMさんにはCMさんの契約したとおりの仕事をしてくださいよというのも発注者の、そしてあの当時このCM業者導入のときに何回も確認したんだけれども、実際に仕事する……、責任は町なんですよと。この町の責任がどこまでこの間の中で、だったらば、果たしてきたのかということにもこの疑念、疑問が生まれてくるわけなんですよ。この一括発注方式。

そして、そういう問題が大きく出てきたのが平成26年度の予算執行の中で出てきている。これは新山下もありますし、となると、やっぱりこの一括発注……、今さらもうほとんど事業終わって、もう終わるところなので、今さらどうのということがあるんですが、やっぱりそのかかわり方に私は問題がある。

そうなると、またマンパワー不足等々、膨大な事業という話になるかもわかりませんが、しかし大きな事業して、そしてこういうところときちんとした事業をしていれば、先ほど言った本来ならば寄附金という話とか、そっちにもつながるんだけれども、その8億円をそっちのほうに使うべきところに使って、そしてそっちになるべく財源の中でやってもらって、あとその8億円をもっと有効に使うというような考えも出てくるんですが、その件については、別に私の今の個人的な話だけですから、そういう意味でも、やっぱりこの大きな事業、一括発注方式から発生しているこういったもろもろの問題、なかなか問題があったということですし、その自覚があったということですし、今後また残されています。事業。皆さんのこの監視の目が、監視というとうまくないね。この管理。もう発注者、町なんですから、それはCM業者の力もかりながら、きちんとこの事業が進捗できるように。

新坂元は、結局そして計画よりも遅れてきているわけですから、そしておわびもしているわけですから、3月までに入居できるというのが最大で8月、9月、10月になっているのかな。

やっぱりそういう問題を起こしています。結果として。このことについては、そういう提起をして、今後しっかりと皆さんの目で監督といいますか、その工程きちんと見て、そして今後そういう問題が起きないようにということを伝えて、次に質問を変えます。

また、この遅れの問題について、いやまだ続いているんだよ。この道合地区ね。大きなこのさらに大きな平成27年3月入居が28年3月入居、最終的には29年3月入居という大きな遅れを生み出しているわけですが、その要因としていろいろ考えられるわけですが、26年6月議会でこの経緯については、もう何回も確認していますから、こ

こで改めて言うつもりもさらさらありませんが、しかし、私は26年6月議会で決まって、早期……、これもあれなんですが、政策提言を背景に、バックに6月に予算を通して、そして8月に変更契約をして、ここで変更したんだよな、また変更契約。変更契約じゃない。道合地区については、ここで事業化して、契約結んで、そして次に移る。

ところが、その前後にそういった不幸な出来事というか、12戸が5戸という、そして私の記憶ではその辺がわかったのが7月1日という、そういった質問に対して6月の議会が通って、7月1日に公募したらば12戸だったのが5戸という結果が7月1日という受けとめしているんですが、そして、それがわかりながら、契約をした。だけれども、その後に復興庁から待ったを受けて、そして12月まで延びたと。承認得るのに。

それで、もう私たちはもう6カ月の空白と見ているんですが、まずは第1段階。その間どのような動きがあったのか。結果的にはちょっと町の状況で12月まで待っていたということなんですが、今確認したいのは、その際の政策提言者から何らかの働きかけがあったのかどうか。町長に対して。政策提言は早期実現を目指してということで、とにかく一日も早くつくれということで、あの不十分な状況、条件の中で、そしてそれを背景にして予算化して事業化した問題ですから、その辺の働きかけは当然あったのかなと当然思うんですが、その辺の働きかけはあったのか。

あるいは町長のほうからどうすっぺという、この方々たちに相談なり、そういった行動があったのかどうか。その辺について伺います。12月までの間の期間で。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。私といいますか、我々としては、せっかく昨年の6月に議会で 必要な予算を可決をしていただいたというようなことで、またそれをできるだけ速やか な形で実行する必要があるというふうな思いで、この二次募集、一次募集から二次募集 にかけての対応に全力を傾注をしてきたというようなことでございます。

> 特に何かあったかというようなことではございません。(「働きかけはなかったと」の 声あり)必要な状況が6月で議会で可決できましたので、また我々がしっかりと対応し ていくだけだと、そういうふうな思いでやってきたところでございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。お金もついて、契約も済んですぐにもう実行というのが普通の世界なんですが、それが崩れた。それは、その前の条件が不整備といいますか、本来ならば12戸、それでもう確認して予算化して事業化しているわけですから、それはもうすぐに動かなくちゃならないという状況の中で、それがなかったという。しかも、その公募したのが、結果が出たのが12戸が5戸と出たのが私の記憶というか、答弁の中で出てきた数字なんですが、1日だったと。そこから動かなくちゃならないんじゃないのかと。それがわかっていながら契約しているんですから、もしそうだとすればですよ。時系列的に。

しかしながら、その結果、当然のことながら、復興庁から承認できなくて、12月まで延びている。その間何らかの動きが逆に早期実現を求めてお互いに理解し合ってでき上がったこの事業なんですから、当然行動があって当然だというふうに、第三者というか、町民は……。

12戸とわかっていたから通したんですからね。そして、5戸しかなかった。そうしたら、7戸は多分わかっていると思うんですよ。その方々へのアクションというのがなかったのかどうかとか、あるいはそういうアドバイスなり、政策提言した方々の何だ町長、わかっているんだから、少し一人一人確認して、そして早く決めっぺやとか、ある

いは町長のほうから大体公募した人、意向確認した人わかっているんだから、あんたらちょっと分けて、そして確認してきてくれないかとか、そういうのが俺はあってしかるくべきだと思うんですが、その辺の考えについてはいかがでしょうか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。そうですね。いろいろご心配をいただくという部分は、それはいろいろ振り返ってみればあるかもしれませんけれども、少なくとも最初の段階で12戸の入居希望を確認したのが、いざ募集をした段階で12戸に対して5戸にとどまったというふうなことでは、先ほど言ったように、一生懸命やるほかないなというふうなことで、この二次募集に全力を傾注してきたというふうなところでございます。特にそれ以上のものはなかったというふうに思います。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。その町長の答弁、一生懸命やったというけれども、結果、その後3カ月の空白期間があるんですよ。そして、今言うように、考えればその辺もまた一番最後にいくんですが、本部会議なりなんなりで諮って、今こういう問題が出ているんだ。みんな何か知恵かしてくれやと。その本部会議の中でもそういう対応があってもしかるべきではなかったのかというふうにも思います。

まず、今は政策提言の話していますから、そこまで話しませんが、結果、そしてさらにその後また今度 J V、もしそれがこれはもう過程の話なんですけれども、スムーズにいっていたらこの J V U は請け負っていたかもわかりません。その半年間でまたさらに高騰したのかも、その資材とか作業員不足もということ等々を考えると、この件についてもその時々の問題に対してどのような総括して、そしてその後に生かしたかという点がこの部分でも見られない。

これは、まさに大きな、本当に重要な事業です。待っているんですから、入りたい、入りたいということで。ほかの自治体見ますと、もうこの事業については、もうほぼみんな達成していますね。亘理にしても新地にしても岩沼にしても、災害公営住宅については。そして、新たなスタートを切っているという状況の中で、ここだけがあと2年待たなくちゃならないんですよ。2年というとあれだけれども、1年何カ月。

俺さらに心配するのは、それまで待っていられない人本当に16戸つくって16戸埋まるのかという心配も今度生まれてくるんですよ。

そういう対策もこの件についてはやっていかなくちゃならないというふうに思っているんですが、この件につきましてももう本当に、本当にというか、やっぱりこの手法といいますか、対応の仕方に問題があるのかなという大きな疑問を持って、この件については本当は町長の答弁……、答えたいというからはい。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。遠藤議員ご心配の部分は、ある意味そのとおりでございますけれども、私どもとしては、あえてお話しさせていただきたいのは、その3つの新市街地の入居なり分譲の意向調査と、この実態がかけ離れる部分があると。残念な状況があるわけでございますけれども、いずれにしても、やはりこの事業の性格からして、一定の範囲を決めて、要するに計画を決めてやらないと前に進み得ない事業なんですよね。

だから、その道合地区の分の話をすれば、確かに16戸というふうなことで、最終的に本当に100パーセント埋まるのかというご心配、それはそのとおりでございます。しかし、我々としては、精いっぱいやった中で、その時々の希望者のご事情が変化してきていると。これは別に開き直るわけではございませんけれども、山元町特有の問題では決してないわけでございますので、当然しっかりとした進行管理なり、詰めというも

のは必要でございますけれども、事業の性格上というふうなことも相当程度あるんだというふうなことをご理解いただけるとありがたいかなというふうな思いでお伺いをしておったところでございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。そういうお話を聞くとまたもとに戻るんですが、精いっぱいやったと。やらないと言っていません。それから計画があって、そもそもこの事業は、出発点で問題がありました。その計画に問題がありました。ですから、2回否決されているんですよ。

ですから、その後の対応についてうんと心配していて、ところが心配がそのとおりになっている。精いっぱいやっていると言いますが、その結果だけを見れば、否定したくないんですが、そういう結果としては見られない。この件についてはですよ。

ですから、その時々の問題、失敗しても問題あってもそれは否定しません。問題あったらば、やっぱりその次に問題を同じような問題を起こさない、あるいは新たな問題、そういう繰り返しをしないために、その時々問題が発覚し、認識し、自覚したらば、みんなの力でみんなの知恵でそうしないようにということをずっと強調して聞いているわけなんですが、そして、今の16戸というのは、これはどうなるかわかりませんよ。そういう懸念があるというだけで言っているだけで、そういう意味で、だから問題があって、そしてそこについてある一定反省しなくちゃならないという部分もあるんだけれども、素直に反省できれば、やっぱり問題点がわかるわけで、そして次に生かすことができるんですけれども、どうも町長の答弁見ますと、弁解といいますか、もう何事においてもなんですが、そこから出発して、だから弁解するというのはまだ全体としてこの問題を把握、自覚していなくてというところから出てくる、普通考えればそういうことなんですけれども、やっぱり町長は違うと言えば違う。それは町長の世界があるわけですから、それを否定するつもりもさらさらありませんが、やっぱりそういう問題が出てきているわけです。

その結果、結果として不幸な結果が生まれてはうまくないなということから、もう問題があったのは、まずいいからとは言わないけれども、やっぱりそこをきちんと総括して次に生かすというようなやり方をとっていかないと大変だということで、これ以上言うつもりもなかったんですが、そういうことで進めていただきたい。進めるべきだと。

非常にやっぱりこの件に関しては、やっぱり一体となってやらなくちゃだめだと思いますよ。政策提言をやった方々も一体となって、早期実現という目的がもう2年も遅れているんですから、これは別なところから見れば大問題ですよ。

山元町だけがそういう点では大問題ではないと思う方があるのかなというふうな疑問も生まれますが、それはそれでそういうことで、現実問題としてそういうことということで、この件については、平成26年度のこの執行状況を十分に反省というとまたあれだから、総括して、そして次に生かすということを強く訴えておきたいと思います。

次に、3点目に移ります。3点目があれですね。3点目につきましては、町の意思決定、政策決定、これ、とりわけ町の方向を決める重要な案件についてどのような経緯の中で決められるのかということを、しかもそれを詳細な資料や法令根拠に基づいて具体的に示されたいという質問なんですが、それに対して非常に簡単な答弁になっているんですね。前半部分は求めていない答えなんですが、重要な部分も何かおかしいといいますか、されているような回答になっているということで、時間余り使いたくなかったん

ですけれども、こういう回答が出てくると一つ一つ確認したくなるというようなことで、 この重要な案件を決める、その会議というのがどのくらいあるのか。その設置会議の設 置目的も明確に示されながら、示していただきたい。

2つか3つくらいという記憶なんですが、その辺を明確にしていただきたいと思います。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。それでは、いろいろな委員会等がございますけれども、その うち代表的な部分について例示をさせていただければというふうに思います。

> まず大きくは、現下の情勢の中で諸問題に対応するというふうな前提の中で、山元町 震災復興本部及び山元町震災復興検討委員会設置要綱がございます。これにつきまして は、これまでもご案内のとおりでございますけれども、町の復興に向けた基本方針であ ったり、具体の復興計画の策定に関すること、さらには計画の推進、執行管理に関する こと、そして、その他必要な事項というふうなことで、総体的にカバーできるような、 そういう設置目的の中で運用されていると。

> 次に、現在は連絡調整会議という名称の中で対応させていただいておるところでございますが、震災前におきましては、企画調整会議というふうな名称がございました。これにつきましては、町の施策の企画であったり、各課間の連絡調整的な総合調整的な機能を設置目的とするというふうなことでございます。そういう会議。

さらには、これまた課長会議と、震災前の名称でいきますと課長会議というふうな会議がございまして、構成等につきましては、連絡調整会議も課長会議も同じメンバーというふうな形で、各課間にわたる相互調整機能であったり、政策に関する部分の意見交換の場面であったりというふうなことで会議が設置されてございます。

さらに、震災後におきまして、震災復興本部会議であったり連絡調整会議の、これは 震災復興本部会議につきましては、必要に応じてということで、これは不定期開催でご ざいます。定期の開催として連絡調整会議、基本的には第1・第3の月曜日というふう なことでございまして、この第1・第3の定期の会議だけではなかなかその情報共有が 図られない、もくしは個別に発生した案件に速やかに対応できないというふうなことの 問題意識を持って、それに対応するために主に震災復興の実動部隊という表現がいいか あれなんですけれども、俗に3課3室ですかね。こういったところと企画財政、そして 総務、こういった、一定程度の範囲の中で震災復興本部会議あるいは連絡調整会議のす き間を埋める情報共有の場というふうなことで、政策調整会議という名称の中でこれを 運用してきているというふうなことでございます。

主な町の総合政策的な部分の検討の場面というのは、こういうふうな場面で審議検討 し、政策決定に至っているというふうにご理解いただければというふうに存じます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。そうした説明も本来ならば文書で示されていただければ、その ために詳細な資料というようなものを求めていたんですが、ロ頭で言われると、先ほど も言いましたけれども、半分くらい忘れてしまう、抜けてしまうという部分。

改めて確認しますが、震災復興本部会議、これはこういった場でのやりとりの中で出された答弁の中で確認された内容のものなんですが、その際の震災復興部会議については、これを組織としての意思決定を行っているところと明確にこういう場面で言っているわけですね。

そしてこの間もその本部会議というのは町の最終意思決定というような表現で我々に

伝わってきています。

しかしながら、それが十分機能しているのかということで、再三にわたっていろいろな事例の中で展開されてきているわけですが、よく見ますと、この本部会議の位置づけといいますか、この本部会議というのが一体本当にそういうことをやるような会議になっているのと、皆さんもそう言っていますが、何を根拠にしてこの本部会議が町の最終意思決定機関になっているのかと。何でこれ示されていますか。

- 総務課長(島田忠哉君)はい。まず、我々の理解の中では設置要綱に基づく所掌事務第2条にこれ 規定されてございますけれども、復興に向けての基本方針の策定に関すること、以下4 項目ほどございまして、この中で種々協議調整なり検討していくということで、町の機 関としての一定の方向性をここで確認するというふうなものを所掌としているという理 解をしておるところでございます。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。これを見てもなかなかそこまで読み解けないという疑問といいますか、それは理解力がないと言われればそういうことになるのかとも思いますが、この本部会議のこの要綱を見てみますと、この何を任務とするのかということについては、今の所掌事務というのが任務ということになるかと思うんですが、そう理解すればいいのか、これは勝手な私の理解。

これをどういう形で結論を決めるという、その決め方については、どこを見ればそれが示されるのか、明確に。これまで本部会議が町の最終意思決定、ここで決まるんですよと。どういう形で決められるのかということは、この要綱を見てどこを見ればそういうのが明確に理解できるのかどうかお伺いいたします。

- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。ご指摘のように、議決に関する部分として、例えば過半数だとかというふうな明文規定がないということでございます。我々の理解の中では各課室長等を構成として一堂に会してというふうな中で、やっぱりこれは合議の機関というふうな理解前提の中でその体制について判断をさせていただく場面だというふうに理解しておるところでございます。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。合議の機関ということでありますが、その合議の機関というのもこれどこで明確に示す……、いや合議の機関いいんですよ。ただ、何回も確認したいことは、それが本当にそういう機能を果たしている、この会議なのかという疑問から発している今のこの間の質問なんですが、ここに書いていなくとも実際はそうやっているんだということであれば、そういうことなんでしょうが、そういうふうに見えないから確認しているんですよ。

そうすると、やっぱりここにも載っていないんだったら、そういこうことではないんだなと。そうすると、誰が一体この町の意思を決めるのかというようなことになるんですよ。

そういう、じゃ具体的にといいます、具体的な前に、合議の機関だと言いましたが、 合議の体をなしていますか。機関という体をなしていますか。ここで経験的に。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。これは受けとめ方の程度問題というところもあろうかと思いますので、その辺食い違いがあった場合にはお許しをいただきたいと。

まず、震災復興本部会議に議題提供する以前として、その各担当課の提案課のほうで これは事前に一定程度の議論検討がなされていて、物によっては班長級で構成する検討 委員会でさらにそれを検討する。そして、そこで整理されたものが結果として本部会議 のほうに上がってくるというプロセスを経ております。したがいまして、本部会議は1 回だけかもしれませんけれども、それ以前に一定程度の検討の過程を経た中で上がって きたものを最終的に管理職等で構成する本部会議の中で判断をさせていただくという、 そういう流れになってございます。

- 6番(遠藤龍之君)はい、議長。合議の機関で判断する場になっていると。判断する場になっているか、その辺に今の私のさっきの質問の答えになっていないんだけれども、合議の機関に現実的になっているのか、なっていないのかということの質問なんですよ。これ事実でいいんです。なっているのか、なっていないのか。疑問を持って聞いているんですから。
- 総務課長(島田忠哉君)はい。限られた時間の中で一定程度のものを審議検討というふうな場面に おいて提案課のほうから一通り説明を受ける。それに対して意見ある方、疑問に感じる 方、場合によっては軌道修正を求める意見とか等々いろいろ出されます。

それを本部長である町長が仕切りの中でものによっては、場合によっては、これもちょっと誤解を生む表現ですね。訂正をさせていただきますが、そういう疑義のあるような、議論の余地のあるような案件については、各課長に意見を求めたり、そういったことがなされて、一定程度の本部会議としての方向性がそこで見えてくるということでございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。そして、そういう合議して意見を求めて、そして誰が最終的に、 だって多数決とか、合議の機関だといって、あと結論の出され方というのはどういうふ うな形で経緯で町の意思だということで出てくるんでしょうか。今のような会議の形態 からいうと。

そして、この本部会議ではそういうことを議決要件というか、そういう方法、決定方法というものは定められていない中で、しかしながら、それが町の最終意思決定する最後の機関ですと。そして、そのやり方は合議の方法でやるんです。そして、そこで今意見等々求められて、実際に出ていますか。意見とか、あるいはそういう求め方をしていますか。重要な案件で。一般論でいいですよ。

副町長(嘉藤俊雄君)はい、議長。震災復興本部のほうがちゃんと機能しているのかというご質問だったと思います。一般質問で議員からも仮設住宅の集約化の話あったかと思います。 仮設住宅の集約化の議論、特別委員会にご報告させていただくということでご通知申し上げた中で、実際本部にかかってまだ塾度が足りないということで、本部ではまだ検討が必要だということになりまして、特別委員会のほうにご報告できなかったというような経緯もございました。

> そういった意味においては、ある程度いろいろな意見が出ますし、本部としての機能 をある程度果たしているのかというふうに考えてございます。以上でございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。時間もだんだんなくなってくるというか、かかっていますので、 じゃ具体的に聞きます。例えば今この前道合の問題ずっといろいろ議論になってきまし たが、決定される、決定というか、本部会議として諮ってあれは本部会議に諮って決定 されたということになっているんですが、その経緯について我々の記憶では特別委員会 か全協か、その辺の記憶は曖昧なんですが、町長のほうから報告として実はこの件に関 して、道合の件に関して4人の方々からの政策提言があったということで、そういう背 景があったから、だから提案しますというような報告を特別委員会、全協の中で受けま した。その際には、いろいろな意見が出て、それは持ち帰りといいますか、そこでそれは報告の場ですから、それはそれであれしたんですが、その後2週間ぐらいたった後に今度は8人の方から政策提言をいただきましたということで、これをもってこの提案しますと。

その際に、これはちゃんと本部会議で諮られたものなのかどうなのかという確認もありました。それに対して、多分これは記憶薄いんですが、それもちゃんと諮って出すんだと、出したんだと。出すんだと。あるいは出したんだね。決定として我々に報告しているわけだから、その辺の前後の経過について確認したいと思いますが、いかがでしょうか。合議の機関ということで言っておられますよね。

- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。きのうの一般質問の答弁の中で一部説明があったかと思いますが、震災復興本部会議と特別委員会だったでしょうか。それの関係が前後していた。特別委員会のほうが先で震災復興本部会議が翌日だったということで、その震災復興本部会議の会議録、調製している要約版でございますけれども、その中の確認では、町長が災害調査対策特別委員会に8名からの提言があったということをその本部会議で報告をしたということが記録として確認されております。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。だから、報告だけですよね。だから、幹部会議じゃなくて本部会議で諮って、そして町の意思と、最終意思ということを聞いているんですよ。実質は、諮るんだと、そしたら、諮っていないでそういう決定事項を報告事項として、その報告に対してその本部会議の皆さんはそれを認めるか認めないかというような、そういうことでの最終決定なんですか。それを確認したいと思います。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。一般質問の町長答弁との前後関係もあろうかと思いますが、 私ども町長答弁を聞く限りの理解におきましては、町長個人に出された提言であって、 それは町長自身が一定のご判断の中でというやりとりが(「そういうことを聞いているん じゃないんだ。政策的なことを聞いているんだ。政策提言、道合地区のこと、去年の6 月議会で4名の、政策提言のことで、4人のあれで、去年の6月の話だから。いろいろ な同じことやっているから何だかな。混乱するところもあんだべ」の声あり)

ただいまの件について、副町長のほうから答弁をさせていただければと思います。

副町長(嘉藤俊雄君)はい、議長。まず、合議機関という部分で少し誤解があるのかなと思います。 (「ごめん、ごめん。そういう話だったらいいわ。時間なくなるから」の声あり)まず説 明させていただきたいと思います。(「具体的に聞いているんだから」の声あり)前の教 育委員会とかと違いまして、皆さんで話し合って多数決で決めるというような機関では ないので、執行部での意思決定、町長部局といいますか、町長部局での最終意思決定権 者は誰だと聞かれれば町長ですとお答えするしか基本的にはございません。

町長答弁の2段落目に書いておきましたのは、そういう意味でございまして、基本的には通常の業務であれば稟議をやって、各課長さん方、分掌を決めてやっています。ところが、やっぱりどんなに決め方をしても、横串を打ったというか、そういう多方面にわたるような課題というのが出てまいります。

そういったときに、執行本部であったり、委員会であったりというものをつくりながら、担当課だけではわかり得ない、皆さんの(「俺ばかにされているようなあれだな」の声あり)知恵をかりながらやらせていただくということでございますので、個別具体的な質問で、道合で1日ずれたのではないかという問題については、そのとおりでござい

ますが、そういう意味で、イコールにはならないので、ご理解いただければなと思います。

- 6番(遠藤龍之君)はい、議長。私一般論を言っているのでなくて、今合議の決め方について私がもう何もわからない、白紙の人間に対して、だからおまえは何もわからないんだから 俺教えるからなというような、今答弁ですからね。大変失礼な、あなたあれですよ。ちゃんとその前に具体的に、これは具体的な質問だと言っているんだから、具体的に、しかしながら、その経緯について、事実について言っているんですから、資料示してください。じゃ。何言っているの。協議事項とか報告事項とか、式次第とか、あとそのときの会議録を示してください。議長、求めます。
- 議長(阿部 均君)本部会議のその意思決定に関する、(不規則発言あり)いや、質問者からの要望ですから。その明確なその部分の意思決定にかかわる会議録なり議事録なり、そういうふうな部分を明確に示していただきたいと思います。

暫時休憩といたします。再開は3時35分といたします。

午後 3時23分 休 憩

午後 3時35分 再 開

議 長 (阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 (阿部 均君) ただいま総括質疑中でございますが、総括質疑は山元町議会基本条例第6条 の規定によって議事進行をただいま行っております。

しかしながら、論点はきちんと整理しながら、余りまた答弁は簡明に明確に、質問者 が理解しやすいような説明をしていただきたいと思います。

それでは、再開いたします。答弁される方は挙手願います。

ただいま執行部のほうで協議中でございますので、いましばらくお待ちください。

副町長 (嘉藤俊雄君) はい、議長。遠藤議員には先ほどの質問で他意はなかったのでございますが、 ご迷惑をおかけいたしました。改めて陳謝いたします。

平成26年度の第3回の復興本部の6月6日に開かれたものの議事録と資料、用意いたしましたので、配らせていただいてよろしいでしょうか。

議 長(阿部 均君)はい。それでは、ただいまから資料の配布を行います。全員ではないのね。 今の質問者のみ。(不規則発言あり)

それでは、何分くらい資料の作成かかりますか。それでは、再度時間をいただきまして、それでは、再開は3時50分といたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 3時40分 休 憩

午後 3時50分 再 開

議 長 (阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

- 議長(阿部 均君)ただいま配布された資料についての説明はよろしいですか。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。説明……、見せていただいたので、説明はいいのかなということで、確認したいんですが、この道合地区の問題については、ここに報告事項、協議報

告事項となっておりますが、協議事項だったんでしょうか、報告事項だったんでしょうか。

- 震災復興企画課長(佐藤和典君)はい、議長。今回お配りさせていただきました本部会議の資料の 部分については、協議というような形の表記にはなってございます。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。協議事項ということになれば、協議と先ほどあとちょっと合議 の機関について詳しい説明いただいたわけですが、その協議の事項であるならば、普通 協議事項、いろいろなやりとりがあって、そして最終的に方向が見えてくるというふう になるわけですが、協議事項だとするならば、これを見た限りで協議の体をなしている のかというと、見えないんですが、その辺はまたいろいろ出てくるとあれなんですけれ ども、少なくともこれを見る限りはそういうふうな状況の中でこの道合地区が決まった というふうには見えないということが言えるかと思います。

その件についてもし町長、何かあれば。

町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。この問題については、一般質問のほうでも取り上げていただい た内容でございまして、その際にも私のほうからこの5月の末から6月初めの特別委員 会なり町の本部会議あるいは6月のその後の定例会に向けた動きあるいは私の考え方と いうふうなことを一定程度ご説明をさせていただいたところでございます。

そういうふうなことを前提に、改めてこのご指摘の復興本部会議の議事録をごらんいただいた中で確かに次第のほうは協議というふうな形になっていますけれども、議事録といいますか、会議の中身そのものにつきましては、私のほうから挨拶の中でこの道合地区の問題に対しての経緯を踏まえた私なりの判断、考えというふうなものをお話を申し上げ、結果として、最初に議会のほうの特別委員会のほうに5月29日にこの資料ごとというふうな形でご説明をした状況なども雰囲気なども紹介させていただきながら、報告というふうな形になっているということでございます。

私としては、きのう状況を踏まえて、総合的に私なりの政治判断をさせていただいた というふうにお答えした、そのとおりでございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。この一番当初のこの問題が、問題といいますか、事業が始まる 段階では町長の判断で進めることになったというふうに受けとめました。この件につき ましては。

そして、あと、この会議の最終決定ということでは、交流拠点施設の場所、位置決定といいますか、の変更もこれもまた重大な事案であるということで、特別委員会で報告を受けたわけですが、その際の理由等々も報告されたわけですが、その際に私は全く理由になっていないということで、これはどういう経緯で決まったのかといったときには、町長はそのときには全くもう答弁なさらなかったんですが、答弁なさらないということは、町長が独断でこのことについても決定したいんだというふうに受けとめてよいかというふうなことを確認したわけですが、その件についても改めて確認したいと思います。それから、この間いろいろ問題になっております保育所統合の問題、この問題についても決まった経緯について確認したい。もうこれ何回もしていて、なかなかその結論が出てこないという経緯のある問題ですので、この3点について、2点、あと本来ならば 道合地区の……。

- 議 長 (阿部 均君) 遠藤議員、交流拠点事業については平成27年度……。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。ですから、はい、そのとおりです。私の今言ったのは、会議の

進め方、町の最終意思決定のことについて聞いているんです。その際のこれは確認する上での重要な問題であるということで、この件に関しては、26年も25年も23年も何もないという立場から資料提供をしているわけです。これは会議の、私はこの線に沿って聞いているんですからね。全て。会議の目的に沿って聞いているんですから。

- 議 長(阿部 均君)遠藤議員自身の通告も一般会計の26年度でございますので、
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。そして、さらに言わせていただきますと、詳細な資料や法令根拠に基づいて具体的に示されたいということについても求めています。明確にしています。いや、議長がだめだと言うんだったらそれは……。
- 議 長(阿部 均君) 平成26年度の執行状況で(「わかりました」の声あり) 総括をお願いいたします。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。私は全然考え違うんですが、であるならば、これは別な……
- 議長(阿部均君)別な機会でお願いします。
  - 6番(遠藤龍之君)はい、議長。別な機会で、きょうこれ終わったら早速求めに参ります。 そういうことで、今言った資料の提供をよろしくお願いします。この資料の提供をお 願いして私の質問は終わります。
- 議 長(阿部 均君)これで6番遠藤龍之君の質疑を終わります。 これで総括質疑を終わります。
- 議 長(阿部 均君)お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までについては、議長及び 議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付 託の上審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算審査特別委員会委員の方は、直ちに第1、第2委員会室で会合の上、委員長、副 委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長(阿部 均君)この際、暫時休憩します。

午後 3時58分 休 憩

午後 4時07分 再 開

- 議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議 長 (阿部 均君) 決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告された ので、事務局長から報告させます。
- 事務局長 (渡邊秀哉君) はい、議長。ご報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長に岩佐 豊君、副委員長に青田和夫君が選任されました。

以上で報告を終わります。

議 長 (阿部 均君) お諮りします。

決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項の規定による権限を委任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項 の規定による権限を委任することに決定しました。

お諮りします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第7号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、9月14日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までについては、9月14日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

議 長 (阿部 均君) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月16日、午前10時開議であります。 大変ご苦労さまでございました。

午後 4時10分 散 会